

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
受付・立件	書類受領時の点検	R3 R4 R5	選定当事者から選定を証する書面が提出されていることを確認する際には、選定当事者となる者自身の選定書の提出が必要かどうかを確認する。	選定当事者の選定は書面で証明しなければならないことから（民訴規則15条後段）、選定当事者から選定者の記載がある選定を証する書面が提出されていることを確認する。 特に、選定当事者となる者が選定者として含まれている場合には、選定当事者となる者が自身の選定を証する書面の提出を失念していることがある（例えば、A、B、CがAを選定当事者とする場合には、Aの選定を証する書面はB、Cのみでなく、選定者であるA自身も提出する必要がある。）ので、そのようなときには、当該選定当事者に対して選定を証する書面の提出を促すことが相当である。	
受付・立件	書類受領時の点検	R3	選定当事者が提出した上告状等に原審判決記載の選定者全員の記載がない場合には、その趣旨を選定当事者に確認する。	上告審においては、上告状等に選定者全員の記載がない場合には、それが単なる誤記であるのか、不服申立ての範囲としない趣旨であるのか、あるいは、選定当事者選定の取消し等がなされているのかを検討する必要がある。その趣旨が一件記録上明らかでない場合には、原審において、裁判体の判断を仰ぎ、その指示に応じて可能な範囲でその趣旨を確認するなどし、その結果を電話聴取書等で明らかにしていただきたい。 なお、事案により、趣旨の確認が困難な場合には、その旨を事務連絡で明らかにした上で、そのまま記録を送付していただいても構わない。その他の理由により、そのまま事件送付する旨の裁判体の判断があった場合にも同様である。 【参考】 1 選定当事者選定の効力は、選定書に「第一審の訴訟手続について」と記載されていても、特段の事情がない限り、その記載は審級を限定して選定する趣旨ではなく、訴訟終了まで継続しているものと解するのが相当とされる（最一小判昭和52年9月22日裁判集民事121号271頁）。 2 選定当事者選定の取消し及び変更（以下「選定当事者選定の取消し等」という。）は、選定者又は新旧いずれかの選定当事者から相手方に通知をしないとその効力を生じない（民訴法36条2項）。そして、上記通知をした者は、その旨を裁判所に書面で届け出なければならない（民訴規則17条後段）。訴訟手続の安定と明確とを期するための規制とされている（コンメンタール民事訴訟法I〔第3版〕日本評論社486頁、489頁）。	
受付・立件	書類受領時の点検	R4	選定当事者を選定して自らは当事者となっていない者が（選定者）が上訴に際して選定を取り消すとともに独自に訴訟代理人を選任したときは、選定の取消しについて相手方に通知されているか確認する。	選定当事者の選定の取消しは、選定者又は選定当事者から相手方に通知しなければ効力を生じない（民訴法36条2項、1項）。上訴の際に提出された書面から選定取消しの通知がされていることが明らかでない場合には、上訴の適法性に疑義が生じるから、上告人兼申立人（代理人）に対して通知の有無を確認し、通知がされていないよう促すのが相当である。	
受付・立件	書類受領時の点検	R2 R6	委任状が提出された際は、委任者が自然人か法人か、法人の場合には代表者の記名があるか等を確認し、訴状や上訴申立書等、資格証明書等の記載と齟齬がある場合には、当事者に補正や追加資料の提出を促す。 なお、上告審で委任状の提出がなく、原審の委任状によって上告提起通知等を送達しようとする場合には、同委任状に特別授權事項の記載があることを併せて確認する。	委任状は、書面をもって証することが必要とされている訴訟代理権を証明する文書であり（民訴規則23条）、訴訟代理権を欠いたことは絶対的上告理由（民訴法312条2項4号）や再審事由（同法338条1項3号）となる。添付された資格証明書等で訴訟代理権の内容を確認する必要があり、委任状の記載と資格証明書等の記載とに齟齬があったり、訴訟行為をするのに必要な授權の有無（特に特別授權事項（同法55条2項））について疑義が生じたりしたときには、当事者に補正や追加資料の提出を促す等、適切に対応しなければならないことに留意する。	
受付・立件	書類受領時の点検	R6	送達場所の届出書が提出された際は、外国の住所が記載されていないか等、送達場所が有効な場所かどうか確認する。	当事者が窓口で提出した送達場所等の届出書に送達場所として外国の住所が記載されていた場合には、送達場所は日本国内に限られる（民訴法104条1項）ことから当該届出は効力を生じず、有効な届出を行うよう手続教示をする必要がある。	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
受付・立件	当事者資格	R1 R2	<p>監事設置一般社団法人が理事若しくは元理事に対し、又は理事若しくは元理事が監事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、監事が監事設置一般社団法人を代表することから、当事者が監事設置一般社団法人の代表理事を代表者として訴状等や委任状を提出していないか確認する。</p> <p>社会福祉法人や医療法人、事業協同組合等の場合にも同様である。</p>	<p>監事設置一般社団法人が理事若しくは元理事に対し、又は理事若しくは元理事が監事設置一般社団法人に対して訴えを提起する場合には、代表理事ではなく監事が監事設置一般社団法人を代表する（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律104条1項）。</p> <p>社会福祉法人や医療法人の監事については、それぞれ同法、同条を準用する（社会福祉法45条の18第3項、医療法46条の8の3）ことから、これらの法人が理事若しくは元理事に対し、又は理事若しくは元理事がこれらの法人に対して訴えを提起する場合には、代表理事ではなく監事がこれらの法人を代表する。これらの法人は監事を置かなければならない（社会福祉法36条、医療法46条の2）ものの、監事は登記事項とされておらず（組合等登記令参照）、登記事項証明書により確認することができないため、別途、直近の監事の選任議事録等により確認する必要がある。</p> <p>また、事業協同組合等が理事若しくは元理事に対し、又は理事若しくは元理事が事業協同組合等に対して訴えを提起する場合には、監事が事業協同組合等を代表する（中小企業等協同組合法36条の3第3項、会社法386条1項1号）。</p>	
受付・立件	当事者資格	R1 R2 R3 R5 R6	<p>地方公共団体を被告とする訴訟において、その長が代表者となる請求と個別法により委員会等が代表者となる請求とが併合されているときは、地方公共団体の長及び委員会等の双方に書類を送達すべきか検討する。</p> <p>また、法改正による代表者の資格等の変更の有無を確認することにも留意する。</p>	<p>普通地方公共団体を被告とする訴訟について、地方自治法の規定により議長が代表者となる場合（同法105条の2）や個別法（地方税法434条の2、公職選挙法203条1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律56条等）の規定により委員会等が代表者となる場合には、受送達者は議長や委員会等の代表者となる。一方、国家賠償請求等の民事上の請求を含め、上記のような代表者に関する特別の規定のない請求については、普通地方公共団体の長が当該請求につき被告を代表とすることになるので、受送達者は、都道府県知事、市町村長となる（地方自治法147条、民訴法37条、102条1項（改正後99条1項）参照）。</p> <p>このように、被告が同一の普通地方公共団体であっても、請求ごとに代表者が異なる場合があり、その場合には、それぞれの代表者に書類を送達する必要がある。特に、どちらか一方からの委任状の提出しかないたときには注意を要する。</p> <p>この点を踏まえ、書類の送達を受けるべき普通地方公共団体の代表者がその長となるのか、委員会等となるのかを請求ごとに適切に確認し、送達事務に遺漏がないように留意する必要がある。</p> <p>なお、委員会等を代表者とする地方公共団体を被告とする行政訴訟において、訴えの追加的変更があり、地方公共団体の長が代表者となる請求（不当利得返還等）が加わったような場合にも、変更の申立書は委員会等だけでなく地方公共団体の長にも送達する必要がある。おつて、一の地方公共団体を被告とする訴訟について、被告の代表者を異にする複数の請求が併合されている場合には、いわゆる客観的併合であつて、主観的併合ではないから、これらの請求のうち一部のみを不服の対象とする上訴がされたときでも、上訴不可分の原則により不服の対象とされなかったものを含む全請求が上訴審に移審する（したがって、不服の対象とされていない請求に係る被告代表者についても訴訟に関与させる必要がある。）点に留意する必要がある。</p> <p>これらに関連して、例えば、教育委員会の代表者は委員長ではなく教育長であるが（地方教育行政の組織及び運営に関する法律13条1項に「教育長は、（中略）教育委員会を代表する。」と規定されている。）、平成26年法律第76号による改正（平成27年4月1日施行）により「委員長」から「教育長」に変更されたものであり、代表者の資格等が法改正により変更されることにも留意する必要がある。</p>	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
受付・立件	当事者資格	R5	「一部事務組合」（例：消防組合）を当事者とする事件について、代表者は規約の規定により定まることから、根拠となる法規や証明書等により確認する。	一部事務組合とは、地方自治法284条2項に基づき、複数の地方公共団体等が行政サービスの一部を共同で処理するために、協議により規約を定めて設置する機関（組合）であるところ、代表者は規約の規定により定まることから、通常は管理者、理事会等がその代表者となる（例えば、一部事務組合が消防組合である場合には、処分行政庁（消防長）が直ちに代表者となるわけではない。）。代表権原を有する者の確定は、最終的には裁判体の判断事項ではあるものの、裁判書への当事者の表示に限らず、送達等のその他の手続にも影響を及ぼす事項であることから、根拠となる法規や証明書等による確認を行うべきである。	
送達・通知	特別抗告提起通知	R2	家事事件手続法別表第一事件についての特別抗告事件においては、当事者及び利害関係参加人以外の者（具体的には成年被後見人や成年後見人）に対して特別抗告提起通知書を送付しない。	家事事件手続法の適用を受ける特別抗告事件（抗告許可申立て事件）においては、原裁判所は、特別抗告提起通知書（抗告許可申立て通知書）を抗告人に送達するとともに、原審における当事者及び利害関係参加人（抗告人を除く。）に送付する必要がある（家事事件手続規則62条、69条1項）が、同法別表第一事件についての特別抗告事件（抗告許可申立て事件）においては、後見開始申立事件における成年後見人のように第一審における審判を受ける者となるべき者は原審における当事者とはなっていない。同法122条のように特別の定めにより審判の告知等を行っている場合には、「当事者」、「審判を受ける者」、「審判を受ける者となるべき者」等の概念の違いを理解する必要がある。	
送達・通知	特別抗告提起通知	R1	後見開始審判申立事件の特別抗告事件においては、抗告人ではない第一審申立人に対して特別抗告提起通知書を送付する。	家事事件手続法別表第一事件の家事審判に対する抗告審において、原審申立人が抗告人でない場合には、原審申立人は引き続き当事者としての地位に就くと考えられる（平成26年2月19日付け家庭局第二課長、総務局第三課長書簡）。このような抗告に対して特別抗告があったときは、第一審申立人は特別抗告審での当事者に当たると解されるから、特別抗告提起通知書の送付が必要となる（家事事件手続規則62条）。	
送達・通知	附帯上告提起通知	R1	附帯上告状や附帯上告受理申立書が提出された後、適法要件の審査が完了したら、遅滞なく附帯上告提起通知書の送達等を行う。	民訴法293条、民訴規則178条の規定は附帯上告に準用されることから（同法313条、同規則186条）、附帯上告状や附帯上告受理申立書が提出されたら、同規則189条に基づき、適法要件の審査完了後、速やかに附帯上告提起通知書の送達等を行う必要がある。（附帯上告の理由と附帯上告状及びその理由書の提出期限の関係につき、民事上訴審の手続と書記官事務の研究〔補訂版〕222頁、241頁参照。）	
送達・通知	裁判書正本等の送達	R4	子の監護に関する処分の審判事件（家事事件手続法別表第二の3の項、民法766条2項及び3項）における未成年者が利害関係参加をしている場合には、手続代理人が選任されているときを除き、意思能力のある限り、親権者ではなく未成年者本人に直接審判の告知を行う。	審判は、特別の定めがある場合を除き、当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の審判を受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない（家事事件手続法74条1項）。 利害関係参加人が未成年者である場合には、未成年者は、原則として、法定代理人によらなければ訴訟行為をすることができないので（同法17条1項、民訴法31条）、未成年者である利害関係参加人に対する告知は、その法定代理人に対してするのが原則である。ただし、子の監護に関する処分の審判事件（家事事件手続法別表第二の3の項、民法766条2項及び3項）における子については、その審判によって直接影響を受けることになるため、その意思を可能な限り尊重する必要があることから、意思能力を有する限り、自ら有効に手続行為をすることができることとされている（家事事件手続法151条2号、118条）。以上の点は、特別の定めのある場合を除き、即時抗告における手続でも同様であるにも該当する（同法93条1項）。 したがって、未成年者が利害関係参加をしている場合には、手続代理人が選任されているときを除き、意思能力のある限り、未成年者である利害関係参加人に直接審判の告知するのが相当である。	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
調書・書類作成	調書作成	R5	口頭弁論期日において、弁論準備手続を受命裁判官に行わせる旨の決定がされた場合には、口頭弁論期日調書に当該手続を受命裁判官に行わせること及び受命裁判官の指定を記載する。	裁判所は、弁論準備手続を受命裁判官に行わせることが可能であり（民法171条）、裁判長が受命裁判官を指定する（民訴規則31条）。また、裁判所が受命裁判官に和解を試みさせることになった場合（同法89条）にも、裁判長が受命裁判官を指定する（同規則31条）ところ、これらは、いずれも調書への実質的記載事項である（同規則67条1項7号）。 なお、各期日は、受命裁判官がこれを指定する（同規則35条）。	
調書・書類作成	調書作成	R1	弁論準備手続を受命裁判官が主宰する場合には、民法170条2項に定める証拠の申出に関する裁判をすることはできず、裁判所による期日外の決定が必要である。	受命裁判官が弁論準備手続を主宰する場合には、民法170条2項に定める証拠の申出に関する裁判をすることはできず（民法171条2項括弧書き）、人証の採否は裁判所がするものであることに留意する。 同様に、弁論準備手続を終結する際に口頭弁論期日が指定された場合には、当該期日を弁論準備手続調書の「指定期日」欄に記載することができるのは、「受託裁判所が主宰する弁論準備手続」の場合であり、受命裁判官が主宰する弁論準備手続の場合には、合議体であれば裁判長、その他の場合であれば主宰する裁判官による口頭弁論期日の指定の裁判が必要となることにも留意する（同法93条1項、受命裁判官及び受託裁判官につき同規則35条）。 なお、受命裁判官の権限の範囲について整理するなどして、適正な事務処理につながるよう努めていただきたい。	
調書・書類作成	調書作成	R4 R6	調書の「指定期日」欄に記載された期日と次回期日の調書に記載された期日が齟齬する場合には、何らかの訴訟手続がなかったか確認する必要がある。	調書の「指定期日」欄には当該期日で指定の裁判がされた次回以降の期日が記載される（平成16年1月23日付最高裁総三第2号総務局長、民事局長、家庭局長通達「民事事件の口頭弁論調書等の様式及び記載方法について」記第3の2の③、1の④のイ）。次回以降の期日調書の「期日」欄の年月日時がこれと齟齬する場合には、指定された期日が適法に開かれたのか否か、あるいは期日指定の裁判の有効性に疑義が生じる。	
調書・書類作成	調書作成	R3 R4 R6	①裁判所の構成に変更があった後の口頭弁論期日において、当事者が従前の口頭弁論の結果を陳述したとき、②控訴審の口頭弁論期日において、当事者が第一審における口頭弁論の結果を陳述したとき、③弁論準備手続終結後の口頭弁論期日において、当事者が弁論準備手続の結果を陳述したときは、その旨を口頭弁論調書に記載する。	①裁判官が代わった場合には、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない（民法249条2項）、②控訴審では、当事者は、第一審における口頭弁論の結果を陳述しなければならない（同法296条2項。本項は、直接主義の要請に基づくもので、裁判官交代の場合の弁論の更新と同趣旨のものである。）。また、③弁論準備手続で提出された攻撃防御方法を判決の基礎とするためには口頭弁論への上程が必要であり、当事者は、口頭弁論において、弁論準備手続の結果を陳述しなければならない（同法173条）。 弁論の更新等の口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、調書によってのみ証明することができ（同法160条3項）、弁論の更新が行われなかった場合（行われたことが調書上証明されない場合を含む。）には、絶対的上告理由（同法312条2項1号）に該当し（最三小判昭和33年11月4日民集12巻15号3247頁、最二小判昭和42年3月3日民集86号439頁）、また、再審事由（同法338条1項1号）となり得る。 仮に裁判官交代後の口頭弁論期日において、当事者から従前の口頭弁論の結果陳述がされなかった場合には、その場で裁判長から当事者に確認するよう進言し、その指示を仰ぐのが相当である。 また、前述した同法160条3項の趣旨を踏まえ、記載漏れ等による影響の甚大さを改めて留意した上で調書を作成する必要がある。	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
調査・書類作成	調査作成	R4 R5	口頭弁論期日において、口頭弁論の結果や弁論準備手続の結果の陳述を行う主体は「裁判官(長)」ではなく「当事者」である。	口頭弁論の結果陳述(弁論の更新)及び弁論準備手続の結果陳述は、直接主義(民訴法249条)又は口頭主義の要請に基づき、裁判官が直接関与していない口頭弁論の結果について、当事者が当該事項を報告的に陳述し、又は口頭弁論期日外で行われた訴訟行為の結果を口頭弁論に上程し攻撃防御方法を判決の基礎とするための報告的陳述であり、いずれも主体は「当事者」である(同法173条、249条2項)。	
調査・書類作成	調査作成	R4	調査の更正をすることができる時期について、口頭弁論の方式に関する手続欠陥の違法が上告理由として指摘された後は、そこで問題とされた誤りを補正するような調査の作成は許されないと判例(最三小判昭和42年5月23日民集21巻4号916頁)があることを認識する。	判決言渡期日の口頭弁論調査の弁論の要領等欄が空白であったため、その2か月後に判決の言渡しをしたことを加える旨の更正調査を作成したり、第1回口頭弁論調査に口頭弁論の結果陳述の記載がなかったため、上告提起後にそれに関する更正調査を作成している事例があった。 原本に基づく判決の言渡し(民訴法252条)や控訴審における第一審における口頭弁論の結果陳述(同法296条2項)の各規定は、口頭弁論の方式に関する規定であるが、その遵守は、口頭弁論調査の記載によってのみ証明される(同法160条3項)。法は、口頭弁論の方式に限り、調査の記載に絶対の信用を置いて、他の証拠によってはこれを覆すことができないとしている。それだけに、口頭弁論の方式に関する事項については、法規どおり厳格に守らなければならない、その調査への記載については、遺漏のないように特に気を付けなければならない。	
訴訟手続の進行	家事抗告事件	R3 R4	家事審判(家事事件手続法別表第二事件)に対する即時抗告の審理において、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかとなるときに該当しない場合には、抗告状の写しを相手方に送付し(同法88条1項)、審理終結日及び決定日(審判に代わる裁判の日)を定めなければならない(同法93条1項、71条、72条)。	家事事件手続法別表第二事件の家事審判に対する即時抗告審理においては、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかとなるときを除き、①当事者等に対して抗告状の写しを送付しなければならない(同法88条1項)、②当事者双方が立ち会うことができる期日において直ちに審理を終結する旨を宣言する場合を除き、審理を終結する日及び決定日(審判に代わる裁判の日)を定めなければならない(同法93条1項、71条、72条)。手続の進行に際し、上記①及び②の点を裁判官に確認し、その判断を仰ぐことが相当である。 なお、会社非訟事件においても同様の規定がある(会社法872条の2第2項、870条の2第5項、第6項参照)。	
訴訟手続の進行	和解期日	R4	和解期日において、和解を打ち切った後、同期日において口頭弁論期日の指定をしたときは、経過表に口頭弁論期日の予定日時を記載するのではなく、和解期日調査を作成して記載するか、別途期日指定の裁判書を作成する。	和解期日では必ずしも調査を作成する必要はなく、経過表を作成する取扱いも行われているが、公証が必要な事項については、調査への記載が必要であり、口頭弁論等の期日指定の裁判とその告知が行われたのであれば、和解期日調査を作成して記載する必要がある(和解期日調査を作成せず、別途、期日指定の裁判書を作成する場合もある)。 なお、当該期日指定の裁判をする権限のない裁判官によって和解期日が開かれていた場合(受命裁判官によって和解が試みられていたが、口頭弁論期日を指定する必要がある場合など)には、期日指定の裁判が別途必要である。	
訴訟手続の進行	民訴法140条に基づく却下判決	R4	民訴法140条に基づいて口頭弁論を経ずに却下判決を言い渡す場合であっても、判決言渡期日の口頭弁論調査を作成する。	民訴法140条に基づいて口頭弁論を経ずに却下判決を言い渡す場合であっても判決言渡期日を指定する必要がある(ただし、当事者への通知は不要(民訴規則156条ただし書))、また、判決言渡期日の口頭弁論調査を作成する必要がある(同法160条1項)。 判決の言渡しは、口頭弁論調査の実質的記載事項であり(同規則67条1項8号)、この記載は、口頭弁論の方式に関する規定に該当するので、その遵守は、調査によってのみ証明することができるのであって(同法160条3項)、口頭弁論調査が作成されていない場合には、適法な判決言渡しが行われたことが証明されない。	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
訴訟手続の進行	訴訟中断	R6	破産手続の開始等、訴訟の中断事由がある場合には、受継の手続を経ないまま訴訟手続が行われないようにする。	破産手続開始の決定があったときは、破産者を当事者とする破産財団に関する訴訟手続は、中断する（破産法44条1項）。「破産財団に関する訴訟手続」には、①破産財団に属する財産に関する訴訟、②財団債権に関する訴訟、③破産債権に関する訴訟が含まれる。中断した訴訟手続を続行するには受継の申立て及び決定の手続を終る必要がある。 訴訟手続の中断を看過して口頭弁論を終結し判決した場合には、判決が当然に無効となるものではないものの、上告事由や再審事由（民訴法312条2項4号、338条1項3号）に当たるとされている。 なお、①及び②については、破産管財人が訴訟手続を受継することができる（破産法44条2項）のに対し、③については、破産手続における調査・確定手続（同法124条以下）が優先され、破産債権の調査において破産管財人が認めず、又は届出破産債権者が異議を述べた場合において、当該破産債権を有している破産債権者がその確定を求めようとするときは、破産管財人及び異議を述べた届出破産債権者の全員を相手方として、訴訟手続の受継の申立てをすることができるにとどまる（同法127条1項）。	
裁判書の点検	判決書の点検	R1 R3	判決書の点検においては、民訴法253条1項各号所定の記載事項の記載漏れがないことを確認する。	判決書の点検は、重要な職務の一つであり、民訴法253条1項各号所定の記載事項を欠いた判決書については、「判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続上の法令違反に該当する」として、原判決が破棄されることも考えられる。 過去には、判決をした裁判所の表示（同法253条1項6号）や当事者氏名の一部（手書きで追記する予定の文字部分等）（同5号）が欠落した事例もあり、判決書の点検に当たっては、点検の範囲について、具体的に何を確認すべきかを裁判官と共通の認識の下で行うことが重要であり、判決書の点検が実質的に機能するような方策を講ずることが相当である。	
裁判書の点検	判決書の点検	R6	判決書の点検においては、弁論終結時の裁判体の構成を調書で確認し、判決書記載の裁判官名に誤りがないかを点検する。	判決は、その基本となる口頭弁論に関与した裁判官がする（民訴法249条1項）。これに反した場合には、絶対的上告理由となる（同法312条2項1号）。 特に、異動期や4人以上の裁判官が所属する部においては、判決書に記載する裁判体の構成を誤らないように留意する必要がある。 また、弁論終結後、和解期日が長期化しているような場合において、裁判官が交替したときも留意が必要である。	
裁判書の点検	判決書の点検	R4	控訴審における判決書の点検においては、控訴人が判断を求める不服部分について判断がされているかを確認する。	裁判官が起草した裁判書原稿を点検し、必要な指摘をすることは、重要な職務の一つである。そして、この点検においては、誤字脱字及び計算違い等の有無だけでなく、事件番号や当事者の氏名等形式的な事項の誤記や、主文、事実及び理由についても裁判書から一見明白な誤りがないかどうか確認することが求められる。裁判書の点検に当たっては、具体的に何をどこまで確認すべきかについて裁判官と共通の認識を持ち、その点検が実質的に機能するような方策を講ずることが重要である。 【点検で十分に防ぐことができたと思われる過去の事例】 第一審（地裁）判決は、原告の請求を棄却し、訴訟費用は原告の負担としたところ、控訴審（高裁）判決は、第一審（地裁）判決を変更し、その請求の一部を認めたが、訴訟費用関連の主文を「訴訟費用は、第1、2審を通じて～」とすべきところ、「控訴費用は、第1、2審を通じて～」としていた。	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
上訴申立書の審査・記録整理・送付	上告提起通知	R5 R6	<p>必要的共同訴訟では、控訴審の判決に対して一部の共同訴訟人のみが上告した場合であっても、共同訴訟人全員が上告人たる地位に就くから、上告提起通知書の送達に当たっては、送達すべき当事者に誤りがないか確認する。</p>	<p>固有必要的共同訴訟において、共同訴訟人（共同原告・共同被告）の一人がした訴訟行為は、それが他の共同訴訟人にとって利益なものである場合には、共同訴訟人全員に効力が生ずる（民訴法40条1項）ところ、上訴も利益な訴訟行為であるため、共同訴訟人の一人がした上訴は、他の共同訴訟人全員のために判決確定遮断の効力及び移審の効力が生じる。そして、上訴しなかった共同訴訟人を含め全員が上訴人になるとされていることから（最三小判昭和38年3月12日民集17巻2号310頁）、共同訴訟人の一人が上訴した場合には、上訴しなかった共同訴訟人にも上訴提起通知書を送達する必要がある。</p> <p>なお、共同所有の財産に関する訴訟について、固有必要的共同訴訟になるものとならないものがあるが、固有必要的共同訴訟となる事件としては、共有物分割請求事件、共有権の確認請求事件、隣接する土地の一方又は双方が共有に属する場合の境界確定訴訟（最一小判昭和46年12月9日民集25巻9号1457頁）がある。</p>	
上訴申立書の審査・記録整理・送付	書類の提出	R5 R6	<p>当事者からの提出書面は、その標題はもちろん、記載内容も十分に確認し、当該提出方法が許容されるか否かの視点も合わせて確認する。</p>	<p>上告理由書又は上告受理申立て理由書は、提出期限内に正式な書面での理由書が提出されなければ上告又は上告受理申立てが却下され得るため、ファクシミリにより提出された場合には、正式な書面の提出を促すことが相当である。</p>	
上訴申立書の審査・記録整理・送付	上訴申立書の審査	R3	<p>訴えの主観的併合で通常共同訴訟に当たる場合には、そのうちの1人からの又は1人に対する上訴の提起による移審の効力は当該当事者に関する部分にとどまるから、上訴申立書の当事者の表示を審査するに当たっては、上訴提起する当事者が誰に対する上訴提起をしているか確認する。</p>	<p>控訴や上告により、原則として、終局判決によって判断された事件の全てが不可分に控訴審や上告審に移審するが（控訴不可分・上告不可分の原則）、訴えの主観的併合の場合において、通常共同訴訟に当たるときは、一人からの又は一人に対する上訴の提起により、移審の効力は当該当事者に関する部分にとどまり、残部は確定して控訴審や上告審の審理の対象とはならない。</p> <p>上訴申立書に記載すべき当事者は、単なる必要的な記載事項にとどまらず控訴審や上告審の審理の対象と関連することから、上訴申立書の審査は、上訴を提起する者が誰に対する上訴提起をしているか、審理の対象にも留意して行う必要がある。</p>	
上訴申立書の審査・記録整理・送付	上訴申立書の審査	R1	<p>権利承継人が訴訟参加した場合には、必要的共同訴訟の規定が準用される（民訴法47条1項、4項）から、当事者の一人がした上訴によって判決全体の確定が遮断され、事件は、上訴をした当事者の請求及び上訴をしていない当事者の請求を含めて全部上級審に移審する。したがって、上訴をしていない当事者（権利承継人の参加前の当事者が脱退していなければ当該当事者を含む。）に対して上告状兼上告受理申立書副本等を送達する。</p>	<p>権利承継人が訴訟参加した場合には、必要的共同訴訟の規定が準用される（民訴法47条1項、4項）から、当事者の一人がした上訴によって判決全体の確定が遮断され、事件は、上訴をした当事者の請求及び上訴をしていない当事者の請求を含めて全部上級審に移審する。したがって、被控訴人が訴訟から脱退していない場合には、同人を上告状兼上告受理申立書の当事者目録に記載させ、同人に対して上告状兼上告受理申立書副本等を送達するのが相当である。</p>	
上訴申立書の審査・記録整理・送付	上訴申立書の審査	R5、 R6	<p>原審の記録に法人の資格証明書等が綴られていない場合には、その理由を記録上明らかにするか、又は上訴記録を上訴審に送付するに当たり、定型の事務連絡にその事情を記載する。</p>	<p>法定代理権又は代理人が訴訟行為をするのに必要な授權を欠いたことは、絶対的上告理由（民訴法312条2項4号）や再審事由（同法338条1項3号）となることから、例えば、法人の代表者の代表権を証明する場合には、資格証明書をもって証することが必要とされる（民訴規則15条、18条）。</p> <p>法人や権利能力なき社団の代表者の代表権の存否は、確認すべき重要な事項の一つであるから、資格証明書等の記載事項の変更の有無等を確認するため、上告提起段階で改めて提出を求める取扱いが相当である。</p> <p>よって、資格証明書等の提出がない場合には、当事者に対して提出を促し、提出に時間を要する事情がある場合には、上訴審への送付を促した上で、電話聴取書を作成して記録化したり、定型の事務連絡にその旨記載するなどして、速やかに記録を送付することが相当である。</p>	<p>事務連絡（申し送り事項）の有用な活用の一例 事務連絡中の「その他最高裁に引き継ぐべき有益な情報」に「判決確定時に会社法937条による登記嘱託を要する。」との記載があり、担当者が登記嘱託を失念することのないよう伝達を行っていた。</p>

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
上訴申立書の審査・記録整理・送付	上訴申立書の審査	R4	補助参加人の上訴期間は、被参加人の申立期間に限られる（最二小判昭和25年9月8日民集4巻9号359頁）。上告が不適法でその不備を補正することができない場合には、原裁判は、決定で上告を却下しなければならない（民訴法316条1項1号）。	補助参加人が上告及び上告受理申立てをした事案において、被参加人を基準とする上訴期間経過後の上告及び上告受理申立てであるにもかかわらず、最高裁に記録を送付したものがあつた。上訴記録の整理・送付に関する事務は、裁判長の上告状審査（民訴法314条2項）及びその結果を踏まえた裁判体の判断の補助に資するという側面を有するものである。 最高裁に記録を送付する前に、原審却下の要否についても裁判体に確認するのが相当であり、裁判体の判断により原審却下をすることなく記録を送付する場合には、その経緯を申し送り事項（令和3年6月18日付最高裁総務局首席書記官事務連絡「民事上訴事件記録の送付事務について」）として最高裁に対して情報提供することが相当である。	
上訴申立書の審査・記録整理・送付	上訴申立書の審査	R4	上訴提起通知書等を送達するに際しては、記録上で委任状提出の有無を確認し、訴訟代理人に委任している場合には、同通知書等を当事者本人ではなく代理人に送達する。	訴訟代理人に委任している場合に当事者本人に対して訴訟行為を行うと、訴訟代理人による訴訟活動の機会が確保されず、適時の訴訟活動を行うことを阻害するおそれがあり、当事者の意向にも反するものと考えられるため、委任状が提出されている場合には、訴訟代理人を受送達者とすることが通例である。また、委任の有無については、適切に確認する必要がある。	
上訴申立書の審査・記録整理・送付	上訴申立書の審査	R6	上告状や特別抗告状等の当事者に補助参加人の記載がなくても、補助参加人に対して上訴提起通知書の送達漏れがないようにする。	補助参加人は、原則として、被参加人の勝訴を導くために必要となる一切の訴訟行為をすることができる。補助参加人が適切に訴訟追行権を行使するために、当事者とは別に、訴訟書類を送達しなければならない（期日呼出状の送達について、大判昭和12年5月24日判決全集4巻10号22頁）。上訴提起通知書も異なることなく、送達が必要であることに留意する。	
上訴申立書の審査・記録整理・送付	上訴申立書の審査	R6	上訴申立ての訴額算定に当たっては、原裁判と上訴の趣旨を照合し、不服部分を確認した上で算定する。	上訴審の審判は、上訴人の不服の限度で行われる（民訴法296条）。したがって、上訴の訴額は、上訴人が不服を申し出た部分を基礎に算定する。原審が一部勝訴判決の場合には、勝訴部分あるいは上訴人が不服を申し立てていない部分については訴額に算入しないよう留意する必要がある。	
上訴申立書の審査・記録整理・送付	書類受領時の点検	R5	上告受理申立て理由書中に民訴法260条2項の申立ての記載がある場合には、上告受理申立事件として立件する。	上告受理申立事件を本案とする民訴法260条2項の申立てがされたときは、上告受理申立事件に準じて受付の手続を行うのが相当である。上告受理申立書中に同申立ての内容（申立ての趣旨及び原因。以下同じ。）の記載がある場合には立件する必要はない（1件の立件で足りる。）が、独立書面によるほか、上告受理申立て理由書中に同申立ての内容の記載がある場合には立件が必要であることに留意されたい。	
上訴申立書の審査・記録整理・送付	特別抗告の審査	R4	決定・命令の告知前に特別抗告が申し立てられた場合には、原審で却下すべきである。	決定・命令の告知前になされた抗告の申立ては不適法であつて、たとえそれが不適法として却下されない間に抗告をした者に不利益な決定・命令が告知されても、瑕疵は治癒されない（最一小決昭和32年9月26日民集11巻9号1656頁）。	
上訴申立書の審査・記録整理・送付	特別抗告の審査（地裁又は簡裁）	R4	地裁及び簡裁における人証申出却下決定等の証拠の採否に関する裁判に対しては、最高裁に特別抗告をすることができないから、地裁及び簡裁においては、決定及び命令に対し特別抗告がされたときは、特別抗告の適法性を審査する。	地裁及び簡裁の決定及び命令で不服を申し立てることができないものに対しては、最高裁に特別抗告をすることができるが（民訴法336条1項）、証拠の採否に関する裁判に対しては、終局判決に対する上訴においてその当否を争うことができるので、上記の特別抗告ができる場合に当たらないとされており（最一小決昭和48年2月15日集民108号193頁等）、裁判官による特別抗告の適法性の審査に当たり、当該特別抗告の適法性について検討した結果や問題点について意見を伝えるなどして裁判官の審査、判断の補助をすることが有益である。 なお、何をどこまで確認すべきかについては、裁判官との間で共通の認識を持ち、上記の補助が実質的に機能するような方を講ずることが重要である。	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
上訴申立書の審査・記録整理・送付	特別抗告の審査 (地裁又は簡裁)	R5	第一審の決定に対して、法律上不服申立方法があるのに特別抗告の提起があった場合には、抗告審(高裁)において不適法な特別抗告として却下しなければならない(民訴法336条3項、327条2項、316条1項)から、地裁は特別抗告として最高裁に記録を送付するのではなく、高裁に送付する。	即時抗告を原審(地裁)で却下する決定に対しては、即時抗告による不服申立てができるため、これに対する特別抗告は不適法である。「特別抗告状」と題する書面が提出された場合には、当該書面を形式的な表題だけにとらわれることなく、実質的な内容により判断することが相当であり、即時抗告として補正を促すかどうかを含め、その取扱いについて裁判官と協議するなどして適切な処理を行う必要がある。	
上訴申立書の審査・記録整理・送付	特別抗告の審査 (地裁又は簡裁)	R4	地裁又は簡裁において事件を最高裁に送付するときは、高裁と同様、抗告人に対し、特別抗告提起通知書を送達し、その後、抗告人から理由書の提出を受け、内容審査を行う。	裁判官が特別抗告を却下せずに手続を進めるのが相当と判断した場合には、原裁判所(地裁又は簡裁)において行うべき手続は、高裁の決定及び命令に対する特別抗告の場合と変わるところはない(民訴法336条3項、民訴規則208条)ので、特別抗告の事案の少ない地裁や簡裁においては特に留意されたい。	
上訴申立書の審査・記録整理・送付	特別抗告の審査	R4 R6	抗告審の裁判を相手方に告知していない場合において、抗告人から特別抗告があったときは、相手方に対する提起通知の必要性を確認する。	特別抗告の提起があった場合には、裁判体による適法要件の審査が完了した段階で、特別抗告審において誰が当事者になるのかを確認し、その当事者となる者(相手方がある事件の場合は当事者双方、相手方のない事件では抗告人)に対して提起通知を行うことになるが(民事上訴審の手続と書記官事務の研究[補訂版]399頁)、当事者の確定については、最終的には裁判体の判断事項であるから、提起通知を行うに当たり、裁判体と認識を共通にする必要がある。裁判体が当該裁判手続において実質的な当事者と考えていない者に対して提起通知を行うことは避けなければならない。	
上訴申立書の審査・記録整理・送付	上訴記録の整理・査閲	R2 R4 R6	上訴記録査閲時には、提出された訴訟関係書類に落丁等がないか、漏れなく綴られているか、正本と副本の内容は同じか等、記録送付までの処理に遺漏がないか各査閲担当者において必要な部分を十分に点検するとともに、事件記録送付までに提出された委任状や辞任届等がある場合には、それらについても事件記録への編てつ漏れがないよう確認する。	上訴申立書を審査し、上訴記録を整理・送付する際は、上訴関係書類の正本と副本との照合、事件記録への編てつ漏れなど記録送付までの処理に遺漏がないことの確認等を徹底する。	処理漏れ防止の工夫例 記録表紙に「□チーム削除済み」のチェック欄を設けることで、ウェブ会議のために作成したチームの削除漏れを防いでいる。
上訴申立書の審査・記録整理・送付	上訴記録の整理・査閲	R4	高裁が第一審である訴訟事件(選挙訴訟、裁判所法17条、公職選挙法203条1項、204条等)の上訴記録を最高裁に送る場合には、高裁の判決は、正本ではなく原本を編綴する。	事件完結後、事件記録は、原則として第一審裁判所で保存し(事件記録等保存規程3条1項)、当該事件の終局的判断となる裁判書の原本は、その裁判をした裁判所で保存する(同規程3条4項)。 高裁が第一審である訴訟事件(例えば、選挙訴訟、裁判所法17条、公職選挙法203条1項、204条)は、事件完結後、事件記録を高裁で保存することとなり、記録を保存に付する時に高裁が原本分離する(平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長通達「事件記録等保存規程の運用について」記第3の3の(2))ので、上告提起の対象となった判決は、事件記録に原本を編綴する。	
上訴申立書の審査・記録整理・送付	上訴記録の整理・査閲	R4	閲覧等制限決定がなされた事件において、閲覧等制限部分をマスキングするなどして閲覧に供するための記録の写し(記録外書面綴り)を作成したときは、本来記録に綴るべき書面を誤って記録外書面綴りに編てつしないようにする。	閲覧等制限への対応においては、事件記録を閲覧に供する準備として、記録に含まれる書面を綴り替えたり、写しを作成したりする作業が想定されるが、その過程で誤った処理を行うと、記録に綴るべき書面の紛失や閲覧等制限対象情報の漏えいなど回復困難な事態が発生する可能性がある。的確な作業と作業結果の確認を確実に行うことが必要である。 なお、秘密保護のための閲覧等制限や当事者に対する住所・氏名等の秘匿制度に係る民訴法の改正法が令和5年2月20日から施行されたことに伴い、記録編成に係る各通達が改正され、閲覧等制限の対象書面やマスキング書面の編成位置が新たに定められていることに留意されたい。	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
上訴申立書の審査・記録整理・送付	上告理由書等の記載の確認	R1 R2 R3	上告状及び上告理由書提出期間内に提出された上告理由書に、民訴法312条1項又は2項に規定する事由の記載があるか十分に確認する。	<p>上告状及び上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれにも民訴法312条1項又は2項に規定する事由の記載が全くないときは、その不備を補正する余地はないから、原裁判所は、民訴規則196条1項所定の補正命令を発せず、直ちに決定で上告を却下すべきである（最二小決平成12年7月14日集民198号457頁）。</p> <p>上告状及び上告理由書の審査事務を行うに当たっては、別添の「高等裁判所における上告提起事件及び上告受理申立て事件の処理について」に記載した説明を参考に、上告提起事件及び上告受理申立て事件の処理について十分理解し、正確な事務処理を行っていただきたい。</p>	
上訴申立書の審査・記録整理・送付	上告理由書等の記載の確認	R3 R4 R5 R6	上告受理申立書及び上告受理申立て理由書の審査事務を行うに際し、形式的にでも民訴法318条1項の事由に当たる旨（判例違反、法令違反（審理不尽、経験則違反、探証法則違反の主張を含む。））の記載がある場合には、裁判体に報告し、事件を最高裁判所に送付すべきか否かを確認する。	<p>上告受理の制度は、最高裁判所が憲法判断及び法令解釈の統一の責務を果たせるように、絶対的上告理由以外の法令違反については、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、最高裁判所が上告審として事件を受審することができるようにしたものである（「裁量上告」という。コンメンタール民事訴訟法VI日本評論社356頁）。上告受理の申立てに係る事件が民訴法318条1項の重要な法令解釈事項を含む事件に当たるか否かについては、上告裁判所である最高裁判所のみが判断し得る事項であり、上告受理申立書却下命令又は上告受理申立て却下決定があった場合を除き、事件を上告裁判所に送付しなければならない（民訴規則199条2項、197条1項）。すなわち、上告受理申立て理由書提出期間内に上告受理申立て理由書が提出され、そこに同法318条1項に規定する事由が記載され、それが同規則199条1項、191条2項、3項に則ったものである場合には、直ちに事件を最高裁判所に送付すべきである。</p> <p>理由書の中には、必ずしも明確な記載がないものもあるが、経験則違反等を主張していると解し得る記載があるなど形式的にでも法令違反等の記載がある場合には、裁判体に報告し、事件を送付すべきか否かを確認することが相当である。</p> <p>また、上告受理申立て理由書が提出されていない場合であっても、上告受理申立書に理由が記載されていることがあり、この場合には適式な上告受理申立てとなるから、事件処理に当たっては、上告受理申立書及び上告受理申立て理由書の記載内容に必ず目を通して点検し、確認すべきである。</p> <p>上告受理申立書及び上告受理申立て理由書の審査事務を行うに当たっては、別添「高等裁判所における上告提起事件及び上告受理申立て事件の処理について」を再度確認するなどして、適正な事務処理につながるよう努めていただきたい。</p>	
秘匿情報等の管理	秘匿情報の管理	R1	当事者から提出された秘匿希望の申出書面が所定の様式に則っていないとしても、当事者に申出等の内容を確認し、手続教示を行うなどして秘匿情報の適切な管理を行う。	秘匿情報の適切な管理を行うことが当事者等の名誉、身体及び財産への危害が加えられるおそれを防ぐことに鑑みると、何らかの形で秘匿希望の申出等がされた場合には、仮にそれが各庁において定める様式等に則っていないとしても、その申出等の内容を十分に検討し、必要に応じて当事者に申出等の真意や詳細な内容を確認するとともに、申出等の内容に応じて各庁で定める手続を教示する等の対応が必要である。	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
秘匿情報等の管理	閲覧等制限、秘匿情報の管理	R5 R6	当事者から提出された書面に加えて、裁判所が作成した文書、上訴等で他庁へ送付することが予定されている文書及び添付された資料についても秘匿情報等が記載されていないかどうか確認し、閲覧等制限決定やマスキング処理などを確実に行って秘匿情報等を適切に管理する。	<p>秘匿情報等については、漏れれば回復困難となり、秘匿対象者等の名誉や社会生活の平穏が著しく害されたり、その後の手続に重大な影響を及ぼす可能性があるため、裁判所の意図に反して秘匿情報等を流出させることのないよう適切な管理が必要となる。閲覧等制限の申立てがされた場合には、その申出等の内容を十分に把握し、状況に応じて当事者に申出等の内容を確認するなどして秘匿情報等の適正な管理につながるような処理を行うことが肝要である。</p> <p>【秘匿情報等の管理に当たり参考となる留意すべき事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 閲覧等制限の対象となる情報が列挙されている閲覧等制限決定の決定書が閲覧等制限の対象となっていなかったもの 2 居住地について秘匿希望があった当事者に対する送達報告書の「送達場所」欄の記載部分にはマスキング処理が施されていたが、居住地が推認される郵便局名の記載部分にはマスキング処理が施されていなかったもの 3 マスキング処理がされている部分が裏面から透けて見える状態及び閲覧者がマスキングテープを容易に剥がせる状態になっていたもの 4 当事者から非開示申出のある住所に宛てた宛名付き事務連絡文書の控えの住所記載部分にマスキング処理が施されていなかったもの 5 抗告人の住所について、マスキング処理を行ったが、当該書面の裏面に複数のマスキング処理漏れがあった。 6 原々番で相手方から送達場所の届出と同場所の秘匿希望の申出があったが、原審から最高裁への各書面の写しの引継ぎがなかった。 	
秘匿情報等の管理	マイナンバー	R6	当事者の提出した住民票等の疎明資料にマイナンバーが記載されているときは、適切に取り扱う。	<p>訴訟手続等において不必要なマイナンバーを取得しないようにするため、当事者等に対する注意喚起を行うだけでなく、万が一マイナンバーが記載された書類が提出された場合には、番号法その他の個人情報保護法制の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならないことに留意する。</p>	<p>送付嘱託先から返送してもらう送付書中に、個人番号の有無についての記載欄を設けて、回答してもらった。</p> <p>以下、記載の概要</p> <p>個人番号（マイナンバー）の記載がない。</p> <p>個人番号（マイナンバー）の記載がある。</p> <p>→ 個人番号（マイナンバー）部分はマスキング処理をした。</p>
その他	代理権消滅通知	R5	代理人の辞任届が提出された際は、相手方への通知がされているか確認する。	<p>訴訟代理権が消滅した場合には、その通知が相手方に到達しなければ効力が生じない（民訴法59条、36条1項）。同法は、当事者間の通知のみ規定し、裁判所との関係については何ら定めていないが、訴訟手続の安定性及び明確性の確保という同法36条の趣旨からは、裁判所も代理権の消滅等の事実の把握に努めることが相当である。特に、代理権消滅通知の受領書が編綴されていないなどの場合には、訴訟代理権が消滅したか否かにつき、訴訟代理人又は本人に確認した内容を電話聴取書等で記録上明らかにしておくことが相当である。</p>	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
その他	強制執行申立て	R6	人事訴訟事件の判決による強制執行は、執行文の付された判決の正本に基づいて実施する。	<p>強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する（民事執行法25条）。人事訴訟事件の判決もこの債務名義に該当し（同法22条）、同判決中、附帯処分についての裁判（人事訴訟法32条1項、2項）による強制執行であっても、執行文の付された判決正本に基づいて実施する。</p> <p>一方、金銭の支払等の給付を命ずる家事審判による強制執行は、同審判が執行力のある債務名義と同一の効力を有することから（家事事件手続法75条）、同審判の正本に基づいて実施される。</p>	

(別紙)

高等裁判所における上告提起事件及び上告受理申立て事件の 処理について

現行民事訴訟法において、高裁に上告提起事件等の審査を委ねた趣旨は、不適式な上告提起事件等について当該控訴事件を処理した高裁において排斥することで、最高裁が審理すべき事件のみを最高裁に送付することとし、それにより、裁判所全体として、訴訟事件の迅速な処理を行うこととしたものである。高裁の書記官としては、このような趣旨を十分理解した上、適切な上告提起事件等の処理を行うべきである。

そこで、高裁における上告提起事件及び上告受理申立て事件の処理の概要を整理し、次のとおりまとめた。さらに、これらの事件の点検事項の順序の視点から別添のとおりチャート図に整理した。これらのものを上告提起事件及び上告受理申立て事件の執務の参考にしていただきたい。

1 上告理由書及び上告受理申立て理由書の提出

上告状に上告の理由の記載がないときは、上告人は上告提起通知書の送達を受けた日から50日以内に、原裁判所に上告理由書を提出しなければならない（民訴法315条1項、民訴規則194条）。

上告状に上告の理由が記載されていても、上告理由書提出期間内に新たな上告の理由を提出し、又はこれを補完することは自由であるから、原則として、この提出期間経過を待たずに、事件を最高裁に送付してはならない。

上告受理申立て理由書の提出についても同様である。

2 上告提起事件の適法性の審査

(1) 上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を送付すべきもの

上告状却下命令又は上告却下決定があった場合を除き、事件を上告裁判所に

送付しなければならない（民訴規則197条1項）。すなわち、上告理由書提出期間内に上告理由書が提出され、そこに民訴法312条1項、2項に規定する事由が記載され、それが民訴規則190条にのっとったものである場合には、それが実質的には認定非難や法令違反の主張にすぎないと解される場合であっても、高裁が上告を却下することはできないと解されるから、上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。上告理由書に上告理由が複数記載され、そのうちいずれか一つでも適式なものがあれば、上告を却下する余地はないから、(3)の補正命令を発する必要はなく、上告理由書提出期間経過後、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。

また、上告理由書が提出されていない場合であっても、上告状に理由が記載されていることがあり、この場合は適式な上告提起となるから、事件処理に当たって、書記官としては、上告状及び上告理由書の記載内容に必ず目を通して点検し、確認すべきである。

(2) 上告理由書提出期間経過後、直ちに却下すべきもの

上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれにも民訴法312条1項、2項に規定する事由の記載がないときは、決定で上告を却下しなければならない（同法316条1項）。この場合、不備を補正する余地がないから、補正を求める事務連絡を送付したり、民訴規則196条1項所定の補正命令を発すべきではなく、直ちに決定で上告を却下すべきである（最二小決平成12年7月14日裁判集民事198号457頁）。書記官としては、提出された上告状や上告理由書提出期間内に提出された上告理由書に民訴法312条1項、2項に規定する事由が記載されているかどうかを確認した上で、上告状又は上告理由書に民訴法312条1項、2項の事由の記載がないと判断したときは、その旨を裁判官に進言する。

なお、上告理由書において他の書面を引用し、又は相上告人の上告理由を援用する形による上告の理由の記載は許されないことにも注意されたい（最二小

判昭和37年4月27日裁判集民事60号455頁（原審に提出した準備書面を引用した例）、最三小判昭和39年11月17日裁判集民事76号151頁（相上告人の上告理由中、利益なものを援用すると主張した例）、最大判昭和28年11月11日民集7巻11号1193頁（第一審記録に添付した準備書面を引用した例）、最二小判昭和26年6月29日民集5巻7号396頁（他事件についての上告理由書を引用した例）。

(3) 補正命令を発すべき場合

上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれかに民訴法312条1項、2項に規定する事由の記載（例えば「憲法違反である。」との記載）があるが、その記載が民訴規則190条の規定に違反することが明らかでない場合、原裁判所は、決定で相当の期間を定め、その期間内に補正すべきことを命じなければならず（同規則196条1項）、その期間内に不備の補正をしないときは、上告を却下しなければならない（同条2項）。上告理由書に上告の理由として記載はあるが、それが最高裁判所規則で定める方式により記載されていないことを理由として上告を却下するためには、相当の期間を定めて不備を補正すべきことを命じ、その期間内に補正されないことが必要である。上告理由書の点検に当たっては、記載内容に目を通し、上告状又は上告理由書提出期間内に提出された上告理由書のいずれかに民訴法312条1項、2項に規定する事由の記載がある場合、その全ての記載が民訴規則190条の規定に違反しているか否かを確認し、違反している場合には、補正命令を発すべき旨を裁判官に進言する。

なお、(1)のとおり、上告の理由は、上告理由書提出期間内は自由に補完することができるので、補正命令を発する時期は、上告理由書提出期間後となる（条解民訴規則407頁）。

3 上告受理申立て事件の適法性の審査

(1) 上告受理申立て理由書提出期間経過後、直ちに事件を送付すべきもの

上告受理申立書却下命令又は上告受理申立て却下決定があった場合を除き、事件を上告裁判所に送付しなければならない（民訴規則199条2項、197条1項）。すなわち、上告受理申立て理由書提出期間内に上告受理申立て理由書が提出され、そこに民訴法318条1項に規定する事由が記載され、それが民訴規則199条1項、191条2項、3項にのっとったものである場合には、直ちに事件を最高裁に送付すべきである。

また、上告受理申立て理由書が提出されていない場合であっても、上告受理申立書に理由が記載されていることがあり、この場合は適式な上告受理申立てとなるから、事件処理に当たって、書記官としては、上告受理申立書及び上告受理申立て理由書の記載内容に必ず目を通して点検し、確認すべきである。

(2) 上告受理申立て理由書提出期間経過後、直ちに却下すべきもの

ア 上告受理申立書又は上告受理申立て理由書提出期間内に提出された上告受理申立て理由書のいずれにも民訴法318条1項に規定する事由の記載がないときは、決定で上告受理申立てを却下しなければならない（民訴法318条5項、316条1項）。

イ 上告受理の申立てに係る事件が民訴法318条1項の事件に当たるか否かは、最高裁判所のみが判断し得る事項である。したがって、形式的に同項の事件に当たる旨（判例違反、法令違反（審理不尽、経験則違反、採証法則違反の主張も法令違反の主張と解される。福田剛久ほか判タ1250号8頁））の記載がある場合には、原裁判所において当該事件が同項の事件に当たらないことを理由として却下することはできず（最一小決平成11年3月9日裁判集民事192号109頁判タ1000号256頁）、また、上告受理申立て理由書には形式的に民訴法318条1項の事件に当たる旨の記載があるにもかかわらず、原裁判所において同項所定の記載がないとして、上告受理申立てを却下することもできない。同項の「重要な事項を含む」という要件に該当する記載がないと理解して、形式上、同項の事件に当たる旨の記載がな

いと判断することは避けなければならない、このような判断をすることは、実質的に高裁が同項の事件に当たるか否かを審査して申立てを却下するものに等しく、許されないものである（前掲判タ1000号256頁の解説部分参照）。

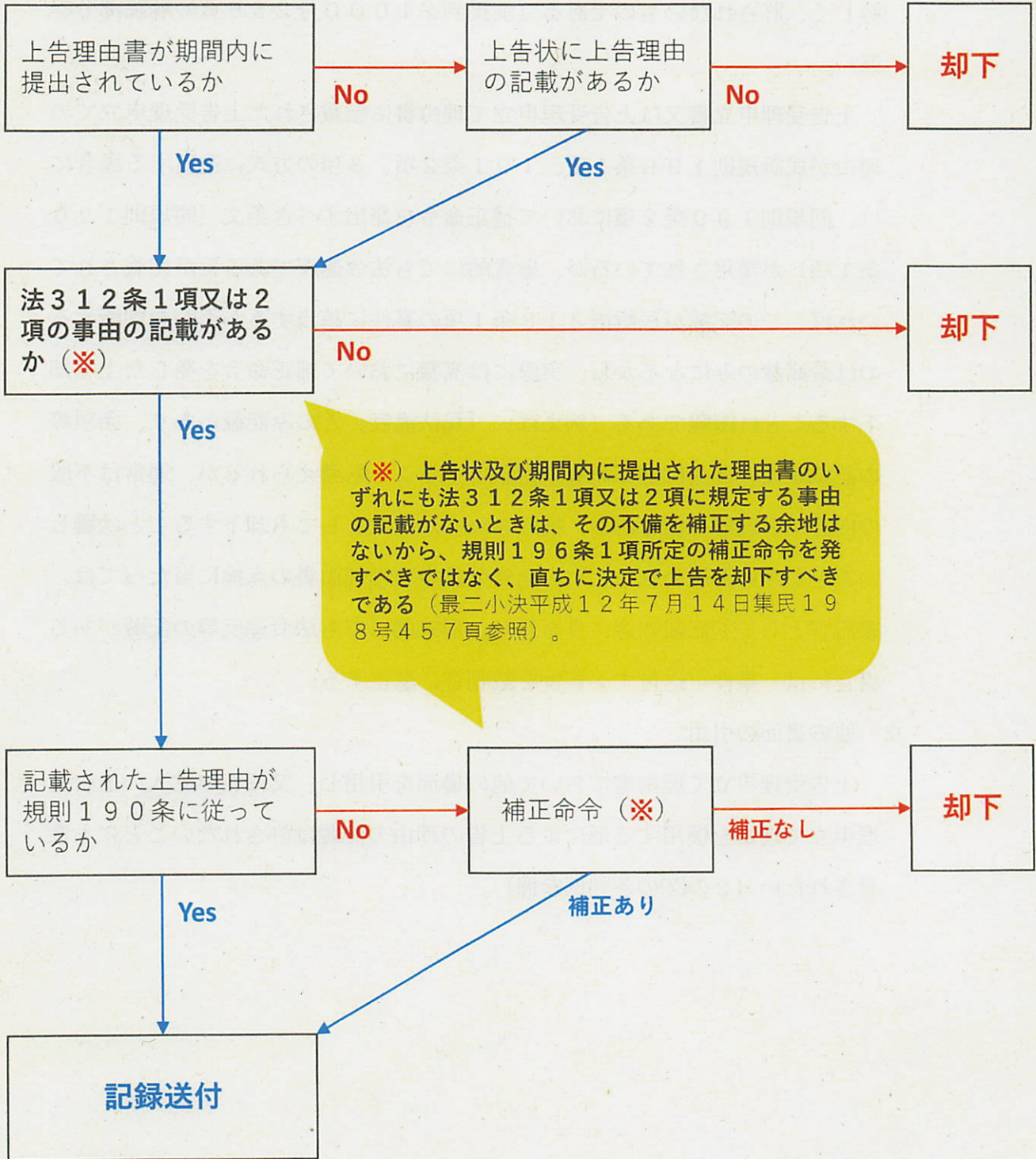
上告受理申立書又は上告受理申立て理由書に記載された上告受理申立ての理由が民訴規則199条1項、191条2項、3項の方式に違反する場合には、同規則199条2項において補正命令を発出すべき条文（同規則196条1項）が準用されているが、形式的にでも法令違反である旨が記載されていれば、この記載が民訴法318条1項の事件に該当するか否かを判断するのは最高裁のみになるから、実際には高裁において補正命令を発した上で却下することは困難である（例えば、「民法違反」とのみ記載があり、条項等の記載がないときは補正命令の対象とすることも考えられるが、通常は不服の内容から理解可能であり、補正されなかったとしても却下することは難しいことが多いと思われる。）。上告受理申立て理由書の点検に当たっては、書記官としても記載内容に目を通し、形式的にでも法令違反等の記載がある場合には、事件を送付すべき旨を裁判官に進言する。

ウ 他の書面の引用

上告受理申立て理由書において他の書面を引用し、又は相申立人の上告受理申立て理由を援用する形による上告の理由の記載は許されないことにも注意されたい（2の(2)の各判例参照）。

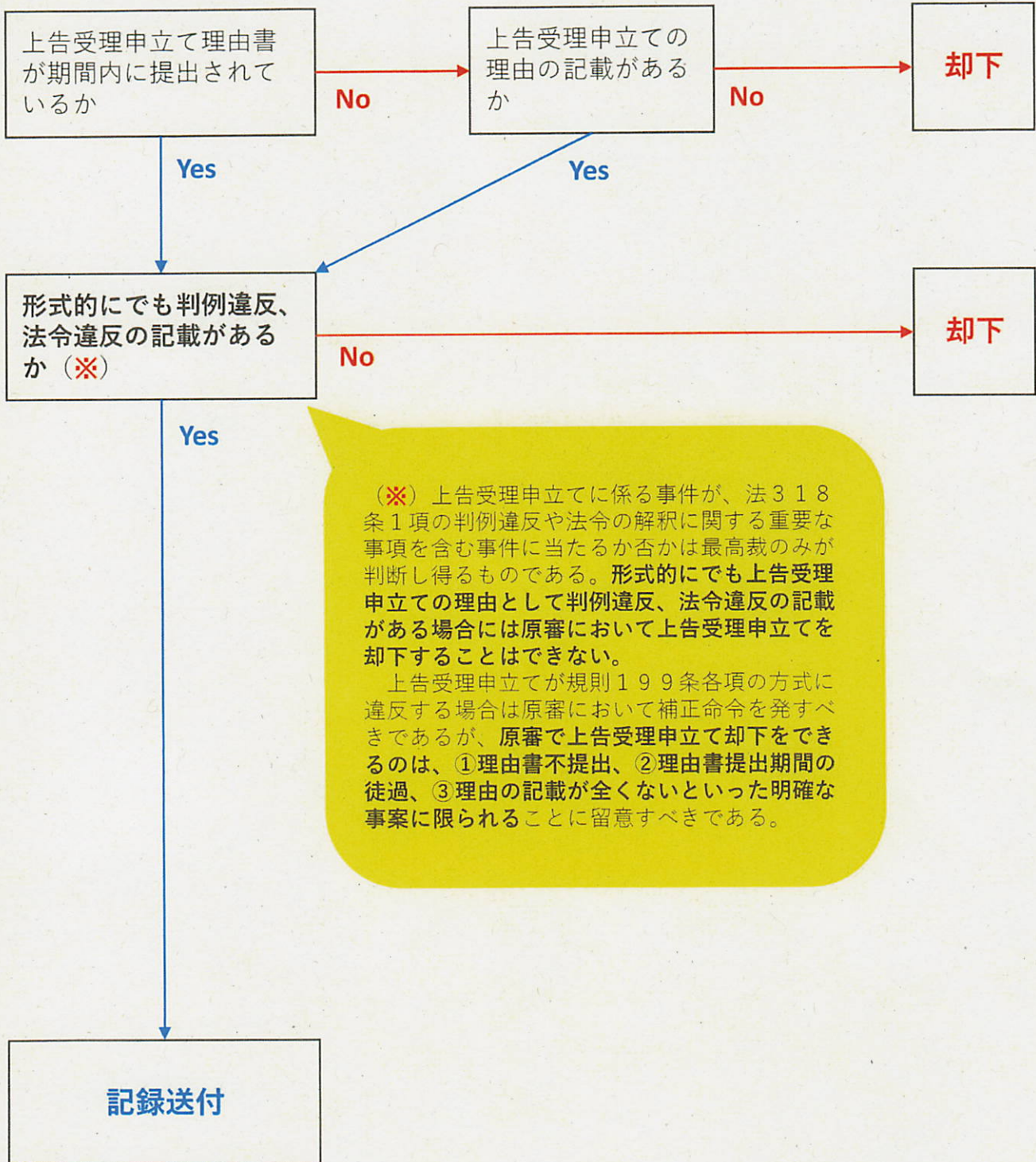
上告提起事件の処理における点検事項

(フローチャート)



上告受理申立て事件の処理における点検事項

(フローチャート)



大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
受付・立件	受付	R5	被告人が作るべき書類には、自然人であるか法人であるかを問わず、署名押印に代えて記名押印することはできないため、被告人が記名押印された上告申立書を直接持参したような場合には、その場で補正を促す。	被告人が作るべき書類には、署名押印しなければならず（刑訴規則60条）、同条及び受付分配通達に基づき補正を促すべきところ何らの措置もとった形跡のない事例が散見された。事例の多くは当直受理書面に見られるが、自然人であるか法人であるかを問わず、（法人にあってはその代表者の）署名押印に代えて記名押印はできないことに留意するとともに（同規則60条の2）、特に上告申立書については、その場で補正を促していただきたい。	
送達・通知	通知	R1 R2 R3 R4 R5 R6	弁護士選任に関する通知及び照会は、必要的弁護事件か任意的弁護事件か、また、勾留中か在宅か保釈中かを確認し、それらに対応する適式の用紙を使用し、裁判所の閉庁日を回答期限とするものがないようにする。	弁護士選任に関する通知照会書の記載内容が「必要的・任意的弁護事件／在宅・勾留」の違いにより異なる理由は、私選弁護人の選任について、被勾留者用には裁判所に対し私選弁護人申出を弁護士会に通知するよう求める旨の記載がある一方で在宅用にはこれがないこと、任意的弁護事件用には実力申告書に関する記載がある一方で必要的弁護事件用にはこれがないことが挙げられる。これを被告人に取り違えて送付した場合には、在宅の被告人に私選弁護人の選任を裁判所に申し出ることができると誤信させたり、任意的弁護事件で被告人から実力申告書が提出されないなど、裁判所による手続の誤指示により被告人に無用な手間や混乱を生じさせるのみならず、書面の補正や追加提出が必要となった場合には、直ちに弁護士が選任できず、被告人の防御権の行使に重大な影響を及ぼすことも考えられる。弁護士選任に関する書類送付については、これらのことに留意の上、確実な事務処理に努められたい。	
送達・通知	通知	R4 R5	医療観察事件における付添人選任照会は、必要的付添事件か任意的付添事件かを確認し、それに対応する適式の用紙を使用する。	医療観察法による処遇事件において、対象者及び保護者は、弁護士を付添人に選任できるが（同法30条1項）、同法33条1項の申立てがあった場合及び同法42条の決定に対する抗告・再抗告があった場合には、付添人を付さなければならぬ（同法35条、67条本文、70条2項）。任意的付添事件の対象者に必要的付添事件用の書面を送付した場合には、対象者は自身又は保護者が付添人を選任しなくても裁判所が職権で選任してくれると誤信しかねず、付添人が選任されないまま終局決定する事態にもなりかねない。付添人の選任に関する照会をする場合には、当該事件の付添人が必要的か任意的かを確認するほか、事務フローに問題がないかを点検する等して、確実な事務処理に努められたい。	
送達・通知	送達	R1 R3 R4	補充送達において、受領者がその氏名からは被告人との関係を推測することが困難だったり、同居者でないことがうかがわれる者が受領しているなど、送達の有効性に疑義があるときは、問題点及び講ずる措置等について裁判体と認識を共有した上で手続を進める。	被告人の住居等において送達された場合でも、受領者が同居者といえるかどうか等受領権限に疑義がある場合には、検察官、弁護士等に照会して結果を記録化し、必要があれば再送達を行うなど、送達の効力に疑義が生じないようにする必要がある。 なお、住居等への送達であっても補充送達の要件を充足しないおそれがある場合には、いわゆる「本人渡し」（平成28年3月22日付け最高裁総務局第三課長事務連絡「特別送達における郵便業務従事者への注意喚起の方法について」参照）についても検討の余地がある。	
送達・通知	送達	R3	親護措置決定に対する異議申立てに関する決定の少年に対する告知は、特別送達の方法により行う。	親護措置決定に対する異議申立てに関する決定は、相当と認める方法によって告知する（少年審判規則3条4項）ところ、普通郵便により通知がされていた事例があった。 異議申立てに関する棄却決定の場合には、5日以内に特別抗告の申立てをすることができるので（少年法17条の3第1項、17条の2第3項、17条1項2号、35条1項）、申立期間の起算日を明確にするために決定謄本を送達する方法で告知するのが相当である。	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
送達・通知	送達	R4	刑の執行猶予言渡し取消し請求事件においては、即時抗告審の決定前に被請求人への取消決定謄本の送達を行う。	刑の執行猶予の言渡し取消し決定（刑訴法349条の2第1項）の告知（謄本の送達。刑訴規則34条）を受けるべき者は、検察官及び被請求人であり、同謄本が被請求人の選任した弁護人に対して送達されたからといって、被請求人に対する送達が行われたものと同じ法的効果は生じない（最二小決平成29年1月16日刑集71巻1号1頁）ことから、手続面で上記判例を意識した事務処理を行う必要がある。	
送達・通知	送達	R5	検察官から答弁書が提出された場合には、弁護人が控訴を申し立てた場合であっても、被告人に答弁書謄本を送達する。	控訴裁判所は、答弁書を受け取ったときは速やかに謄本を控訴申立人に送達しなければならないとされている（刑訴規則243条5項）ところ、ここにおいて控訴申立人とは、当事者である被告人又は検察官を指し、弁護人が控訴を申し立てた場合であっても、被告人に対する答弁書謄本の送達が必要であることに留意されたい。	
送達・通知	送達	R6	上告審における円滑な事務処理に有用であった事例の紹介	各地の収容施設の一時的な移転といった最高裁において把握しづらい情報について、上告審における送達などの事務処理に影響を生じ得る場合には、把握次第情報提供していただけるとありがたい。	被告人の勾留先である拘置支所の仮移転情報（法務省のホームページ反映未了）が第一審から控訴審を通じて上告審に適切に引き継がれたことで、上告審において円滑に送達手続を行うことができた事例があった。
送達・通知	通知	R5	上告審における円滑な事務処理に有用であった事例の紹介	原審において把握している被告人等の身柄に関する情報を踏まえ、最高裁における円滑な事務処理に有用と考えた場合には、被告人等への書面の送付の際に送達場所届出書を同封するなどの工夫をしていただけるとありがたい。	原審において、上告後に被告人からの架電で入院していることを把握し、弁護人選任に関する照会・回答書を入院先に送付する際や、刑務所出所間際の者からの再審請求で原審が決定謄本を請求人に送達する際に、送達場所の届出書を同封し、同届出書が提出されたことで、上告審において円滑に送達手続を進めることができた事例があった。

大分類	小分類	年度	留意事項	解 説	参考工夫例
勾留・保釈	勾留	R1 R3 R4 R6	勾留票については、身柄に関する情報の確実な引継ぎのため、記載内容の正確性に注意を払い、送付漏れのないようにする。	<p>勾留票の記載に関し、身柄の裁判の記載漏れ、記載場所の誤り、記載順序の誤り、収容又は釈放された場合の残日数の計算の誤りが散見されたほか、勾留票自体の送付漏れ（第一審分がない又は執行通知後満了前勾留分がない）もあった。</p> <p>勾留票は、被告人の勾留に関する事務を一覧化し、これを適正に行うことを目的として作成されるものであり、身柄に関する裁判等は、原則として順序どおり記載し、現在における被告人の身柄情報が正確に記載されていなければならない。</p> <p>不正確な記載は、勾留の残日数計算の誤りにもつながり、不適法な勾留期間更新がされる原因ともなり得る。また、システムを使用して身柄情報を管理することも多くなったが、入力欄の誤りが勾留の残日数計算の誤りにつながることもあり、システムの計算結果を轻信することなく、犯しやすい入力ミス等を十分に把握した上で使用する必要がある。</p> <p>正確な情報の記載、入力に当たっては、事件記録の身柄関係書類を直接確認し、関係通達等を正確に理解することが求められる。下級審から送付される勾留票は、上告審においても引き続き利用する性質のものであり、平成4年8月21日付け最高裁総三第28号総務局長通達「帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて」記第2の6、平成23年1月13日付け最高裁総三第000004号総務局長通達「刑事裁判事務支援システムを利用した事務処理の運用について」記第2の3及び令和2年1月15日付け最高裁総三第5号総務局長通達「裁判事務支援システムを利用した刑事事件の事務処理の運用について」を参照した上で、正確な記載を意識していただきたい。</p>	
調書・書類	調書・書類作成	R1	公判調書は法定の整理期間内に整理できるよう、期限管理を行う。	<p>公判調書の整理期間は刑訴法48条3項のとおりであるが、整理期間内に整理できていない事例が散見される。</p> <p>公判調書の整理期間は複雑であるので、まず正確に整理期間を把握し、それに基づいてスケジュールを立てるとともに、必要であれば、事件記録の使用に関して、裁判官にも協力を仰ぐべきである。</p> <p>特に、裁判員裁判の公判期日調書のように整理期間が短い場合には、期限を意識した段取りを工夫することが求められる。</p>	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
調書・書類	調書・書類作成	R1 R2	公判調書の作成に当たっては、内容の正確性に十分留意し、誤記や見落としが生じないようにする。	<p>公判調書における被告人の出頭状況や裁判官氏名等を誤って記載した事例や書記官の押印を欠いている事例、列席書記官氏名と調書末尾の書記官氏名とが異なる事例（控訴審で職権により当該公判期日に立ち会った書記官が作成した報告書を取調べて対処）があった。</p> <p>書記官の列席は公判開廷の要件であり、公判期日における訴訟手続について公判調書を作成しなければならない（刑訴法282条2項、48条1項、刑訴規則37条）。</p> <p>公判調書は、公判期日における訴訟手続が適法に行われたことを公証する機能を有し、必要的記載事項（同規則44条1項各号）が定められている。誤記や記載漏れは同規則に反するばかりか公判手続の適法性を公証できなくなるため、作成には十分留意し、誤記等が生じないような方策を講じる必要がある。</p> <p>特に、冒頭部分は裁判体の構成、検察官の官氏名、被告人・弁護人の出頭等、開廷要件や公判手続の重要な方式に直接的に関わる記載が多いため、誤記等があった場合には、実際には適法に公判手続が実施されていても適法性を公証できないため訴訟手続の法令違反となり、これが判決に影響を及ぼす場合には、上訴審で破棄される可能性があることを念頭に置く必要がある。</p> <p>また、公判調書には列席した書記官が署（記）名押印しなければならないとされており（同規則46条1項、60条の2第1項）、書記官の署名押印を欠く公判調書や列席書記官と公判調書末尾の書記官の氏名とが異なる公判調書は無効と解されることにも留意すべきである。</p> <p>なお、同法52条は公判調書が有効な場合を前提としていると解し、公判調書が無効な場合には、他の資料により公判期日に行われた訴訟手続を証明することが可能であるとする立場（東京高判平成21年6月18日東京高裁判決時報刑事60巻1～12号85頁）に立ったとしても、上訴審での事実調べの実施やその前提となる原審訴訟関係人による報告書等の提出など、本来であれば必要のない手続や作業を行わなければならないことにも思いを致していたきたい。</p>	
調書・書類	調書・書類作成	R3	医療観察再抗告事件記録に編綴する原決定謄本については、原決定原本との同一性を必ず確認する。	<p>医療観察再抗告事件記録に編綴された原決定謄本の日付が原決定原本と異なっていた事例があった。</p> <p>原決定原本は抗告審で保存するため、再抗告事件記録には決定謄本を編綴する必要があるが、謄本とは書記官が原本の存在及び内容の同一性を認証して作成する文書であり、かつ、再抗告審における審理対象は抗告審の原決定であって、送付された謄本の内容と抗告審の原決定との同一性が確保されていない場合は、再抗告審における決定の正当性自体に疑いを生ぜしめることとなる。</p> <p>謄本作成の誤りは医療観察再抗告事件に限った話ではなく、作成の事務フローに問題がないか、問題があるとするればその理由やあい路について原因分析を行い、改善策を講じる等、事務処理の在り方そのものを再度検討する契機としていただきたい。</p>	
調書・書類	調書・書類作成	R4	期日調書の裁判官（長）の認印に漏れがないようにする。	<p>公判調書には、書記官が署名押印し、裁判長が認印しなければならない（刑訴規則46条1項）。公判調書は、公判廷で行われた訴訟手続を公証する唯一の書類であり、裁判長の認印によって完成するものである。裁判長の認印を欠く公判調書は、刑訴法52条の証明力が認められないものとなるため、作成時には点検を怠らないよう注意されたい。</p>	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
記録整理 ・送付	記録送付	R2	上告審への事件記録送付前に、原審弁護人の上告審国選弁護人としての継続選任要望があった場合には、記録送付と同時に上告審に情報を伝達する。	上告審での継続選任を希望する旨の原審弁護人の上申書の補正中に事件記録を上告審に送付したが、同書面が提出されている旨の情報追送された同上申書が到着するまで上告審に伝わらなかった事例があった。継続選任要望がある場合には、上告審では当該事件の審理において原審の弁護人を選任することが特に必要であると認められるかどうか（刑訴規則29条4項、3項）の検討を経た上で選任手続を適切に進める必要がある。こういった重要な情報の追完が予定されている場合には、事務連絡で申し送るか記録送付書の備考欄に記載するなどして、上告審に確実に伝えられる方策をとっていただきたい。	
記録整理 ・送付	記録整理	R3	訴訟書類は編成通達に定められた位置に綴り込む。	検察官の開示に係る措置に関する書類が第2分類に綴られていた事例（編成通達（平成12年10月20日付け最高裁総三第128号事務総長通達「刑事訴訟記録の編成等について」）上第1分類に編綴）、別事件通知書（身柄拘束のあるもの）が第4分類に綴られていた事例（編成通達上第3分類に編綴）があった。 裁判官はもちろん、その他の訴訟関係人等も訴訟書類が編成通達所定の位置に綴り込まれていることを前提に事件記録を使用するので、編綴に誤りがある場合には、検索に多大な時間と労力を要するのみならず、書類の存在を見落とす危険性もあるところ、検察官の開示に係る措置に関する書類が定められた位置に綴られていなかった結果、担当書記官以外の者が記録の閲覧謄写申請に対応した際に同書類を見落として秘匿すべき情報を弁護人等に知らせてしまう危険性があるほか、別事件の裁判の進行状況や身柄の状況が記載された別事件通知書の存在を看過した場合には、未決勾留日数の算入や送達事務に誤りを生じさせる危険性もある。 このように適正かつ迅速な裁判事務を行うためには、編成通達に沿った訴訟書類の編綴が必要不可欠であり、編成通達の正確な理解とその実践が強く求められるが、特に、昨今の法改正等による新たな制度に関する訴訟書類については、先入観に基づいて安易に綴り込み位置を推測するのではなく、常に編成通達を確認することも必要である。	
記録整理 ・送付	記録送付	R3、 R4	勾留更新決定書など事件記録本体以外の追加送付書面を送付する際の送付書については、記録送付書と同様に記載内容には正確を期す。	控訴審から上告審に対し勾留期間更新決定書を追加送付した際の送付書に別の被告人名や事件番号が記載されていた事例があった。 外部宛ての送付であれば重大インシデントになりかねず、決裁対象とならない書面の発送前点検の在り方を再検討する契機としていただきたい。	
記録整理 ・送付	記録送付	R4、 R6	身柄に関する特別抗告申立事件の送付に当たっては、判断に必要な参考資料の添付を失念しないようにする。	起訴後の接見禁止に関する特別抗告で勾留状と起訴状の写しが添付されていなかった事例や、勾留に関する特別抗告申立て事件において勾留請求書の写しが添付されておらず追完依頼への対応も遅れた事例、家裁送致後みなし勾留を経た事件の保釈に関する特別抗告で告知調書等みなし勾留の基礎事実に関する書面の写しの送付がない事例があった。 身柄に関する特別抗告申立事件は速やかな処理が必要な事例も多く、令和6年4月23日付け最高裁松延首席書記官事務連絡「刑事上訴事件記録の送付事務について」添付のチェックリストを活用する等して判断に必要な資料の添付に漏れがないよう心がけるとともに追完依頼には速やかに対応していただきたい。	
記録整理 ・送付	記録送付	R4、 R6	短期実刑の事案については、記録送付書の備考欄等にその旨を記載する。	令和6年4月22日付け最高裁松延首席書記官事務連絡「刑事上訴事件記録の送付事務について」第1の1（2）参照。短期実刑・執行猶予満了切迫等、上告審でも速やかな処理が求められる類型の事件については、その旨を記録送付書の備考欄に記載する等して確実に上告審に伝わるよう配慮されたい。	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
記録整理 ・送付	記録送付	R4	上告審・特別抗告審宛て記録送付書の記載内容には正確を期す。	<p>保釈に関する特別抗告申立事件の次回期日として「第1回公判期日」と記載されていたところ、実際は「打合せ期日」であった事例、1件2名の事例で上告申立人及び上告申立日の記載が誤っていた事例、医療観察再抗告事件で再抗告申立日を誤った事例があった。</p> <p>単なる確認不足、いわゆる在監特則が医療観察事件でも適用されることの失念等が原因と考えられるが、いずれも記録送付前の再点検で防止できたものと思われる。</p> <p>記録送付書は事件記録の一部となり、その内容は上告審・特別（再）抗告審で共有されるので、誤りがあれば事件処理に悪影響を及ぼすことにもなりかねないことから、令和6年4月22日付け最高裁総務部書記官事務連絡「刑事上訴事件記録の送付事務について」を改めて確認の上、記録送付書の記載内容は正確を期していただきたい。</p>	
記録整理 ・送付	記録整理	R4 R6	事件記録の作成・保管に当たっては、書類等の破損や脱落の防止等にも注意を払い、その危険が生じた場合には、速やかに補修等の対応をする。	<p>事件記録における書類の綴り方が雑で綴り穴が広がり書類が抜け落ちそうになっていた、書類が折れ曲がるなどしている事例が散見されるほか、ページ数の記載のないファクシミリ受信書面について、ステーブル等による一体化の措置が執られておらず、上告審における記録謄写時に記録散逸の危険が生じた事例、更には第一審判決宣告日の公判調書が綴られていない事例（第一審で捜索したが所在不明のため上訴審で当該期日の立会書記官が作成した調書に代わる報告書の事実調べを実施）もあった。</p> <p>事件記録は、公判調書、裁判書、裁判体の判断の基礎となる証拠、被告人の身柄関係書類等極めて重要な書類により構成されるものであり、上訴審も含め、裁判所及び当事者の共通の資料として利用されるものである。</p> <p>事件記録の作成保管事務を掌り、裁判手続の適正を確保するという重要な使命を担っていることを常に意識し、事件記録の作成、保管に当たっては、書類等の破損や脱落の防止にも注意を払い、危険が生じた場合には、速やかに補修等をしていただきたい。</p>	
記録整理 ・送付	記録整理	R5	裁判員等の辞任の申立書及び解任決定書は、これらに関する書類を含め、第1分類に編綴する。	<p>裁判員等が選任されるまでの裁判員等選任手続関係書類は第5分類に編綴するが、裁判員等の辞任の申立書及び解任決定書は編成通達（平成12年10月20日付け最高裁総三第128号事務総長通達「刑事訴訟記録の編成等について」）により第1分類に編綴するよう定められている。ただし、裁判員等の氏名等の個人を特定するに足る情報が記載された書類が第5分類以外に編綴された場合には、謄写等に備えて当該部分に付箋を貼って注意喚起をしたり、マスキングなどの措置を執ることが考えられる。</p> <p>そのような記録を上告審に送付する際には、令和6年4月22日付け最高裁総務部書記官事務連絡「刑事上訴事件記録の送付事務について」別紙1記載のとおり、記録送付書の備考欄に「第0分類に裁判員の個人情報あり」など記載し、確実に上告審にその情報が引き継がれるよう配慮していただきたい。</p>	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
記録整理 ・送付	記録送付	R5 R6	裁判員事件の記録を上訴審に送付する際は、更新用記録媒体及び管理票を添付し、記録送付書に更新用記録媒体及び管理票を添付する旨記載する。	裁判員事件の更新用記録媒体及び管理票が添付されていなかった事例や添付した旨の記載が記録送付書になかった事例があった。 上訴等により裁判員事件の事件記録を他の裁判所に送付する場合には、当該事件記録に添付されている更新用記録媒体を管理票とともに当該裁判所に送付し、更新用記録媒体及び管理票を添付する旨を記録送付書の適宜の欄に記載するよう定められている（平成21年5月19日付け総三第000508号総務局長通達「裁判員の参加する刑事裁判における訴訟関係人及び供述等の記録媒体への記録等に関する事務の取扱いについて」記5）。記録媒体については、専門、供述又は陳述した者の個人情報の保護等に十分配慮し、厳重な管理に努めなければならないものとされており、上訴裁判所に送付されるべき更新用記録媒体が送付されないと、本来管理をすべき裁判所で管理をしていないことになり、亡失等の不測の事態が生じることもつながりかねないことを意識する必要がある。	
記録整理 ・送付	記録送付	R6	システムによる管理が困難な事件では、上訴記録の送付遅滞が生じないよう、適切な進捗管理のための方法を工夫する。	システムによる管理が困難な事件（例：医療観察抗告事件、少年抗告事件、再審請求事件など）については、進捗管理（高裁での受付から再抗告審への記録送付までの管理）を行い、遅滞が生じることがないように、適切に管理されたい。 なお、担当書記官のみが進捗を把握するのではなく、部・係全体で共有するなど方法を工夫されたい。	
記録整理 ・送付	記録送付	R6	要急処理相当の上告事件記録については、可及的速やかに上告審に記録を送付する。	執行猶予満了が切迫している事例にもかかわらず、調査異議期間経過後上告審までの記録送付に相当な期間を要していた事例があった。短期実刑事例なども含め、上告審においても要急処理が相当と考えられる事例については、可及的速やかな記録送付に努めていただきたい。	
記録整理 ・送付	記録整理	R6	抗告審から送付された抗告事件記録等を訴訟事件記録に編綴する際には、編綴すべきでない書類が含まれていないか確認する。	準抗告事件処理の参考とするため、検察庁から借用したものと思われる勾留請求書等、本来であれば訴訟記録に編綴すべきでない書類が編綴されていた事例が複数確認された。最高裁では特別抗告事件処理に当たり、参考送付された資料は全て除いて記録を返還しているところであるが、抗告審・原審においても記録編成に当たっては、編綴すべき書類とそうでないものとの区別に注意されたい。	
記録整理 ・送付	記録送付	R6	特別抗告の要急処理事案においては、最高裁の事件処理に影響する事項については、速やかに情報収集し、随時連絡する。	被告人の勾留に関する特別抗告事件で、記録送付の数日前に行われた身柄移送に関する情報が当審に引き継がれず再送達を要した事例があった。 令和6年4月22日付け最高裁松延首席書記官事務連絡「刑事上訴事件記録の送付事務について」別紙2においても依頼しているところであるが、要急処理事案における決定謄本の送達、申立人等の身柄の変動など、最高裁の事件処理に影響する事項については、もちろん可能な範囲でということにはなるものの、速やかに情報収集し、記録送付書の備考欄に記載するか申し送り事務連絡を作成する等して記録送付の際に引き継ぐほか、記録送付後であっても把握次第随時連絡するよう心がけていただきたい。	勾留に関する特別抗告事件の処理中に原々審裁判所が勾留取消決定をした旨の情報が直ちに特別抗告審に提供されたことで、特別抗告審での手続を滞りなく処理することができた事例が多数あった。

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
記録整理 ・送付	記録送付	R3、 R4	上告審における円滑な事務処理に有用であった事例の紹介	外国人被告人については、在留期間の終期や強制退去の可能性など邦人被告人とは異なる配慮が必要となるので、第一審・原審において把握した情報が上告審における事務処理上有用と考えられる場合には、記録送付書備考欄や申し送り事務連絡など適宜の方法により情報提供していただきたい。	外国人被告人について、在留期間の終期に関する情報や、退去強制手続による国外退去見込み時期などの情報が、第一審から控訴審を通じて上告審に適切に引き継がれたことで、上告審において速やかに国選弁護士選任を行う等手続を円滑に進めることができた事例があった。
裁判書点検	裁判書の点検	R2	被告人の法定事項に変動がうかがわれる場合には、裁判体と相談の上、最新の戸籍謄本等で確認する。	裁判書には、裁判を受ける者の氏名、年齢、職業及び住居を記載しなければならず（刑訴規則56条1項）、それに加えて判決書などには本籍を記載するのが慣例である。 被告人の法定事項に変動がうかがわれる場合には、最新の戸籍謄本等で確認し、変動があれば変動後の事実を裁判書に反映させる必要があり、裁判体に相談の上、検察官や弁護士から証拠請求又は疎明資料の提出等をしてもらうことが相当である。 なお、被告人の法定事項に変動があることがうかがわれる契機としては、保釈請求の際に提出される疎明資料や被告人の身上等に関する証拠に接する場合や公判廷における証人尋問や被告人質問の機会などが挙げられる。	
裁判書点検	裁判書の点検	R3、 R4	一審の禁錮以上の刑に処する判決が上訴審で破棄・差し戻された場合には、勾留期間更新決定の内容を確認する。	控訴審の勾留期間更新決定書において、第一審判決で拘留の刑が宣告されていた場合や、第一審判決破棄差戻しの判決後に勾留期間更新がされた場合において、勾留の理由として刑訴法344条が記載されていた事例があった。第一審の禁錮以上の刑に処する判決が上訴審で破棄・差し戻された場合には、同法344条の適用はなくなるため、勾留期間更新決定の草稿起草等の際は留意されたい。	
裁判書点検	裁判書の点検	R3 R4 R6	適法な判決宣告を確保するため、判決点検事務に当たっては、点検の範囲や具体的な点検事項について、裁判官と認識を共通にし、その点検が実質的に機能するような点検フロー（適条表や判決チェック表の内容、使用方法等を含む。）を構築する。	①控訴審の判決書の主文において、未決勾留日数が懲役刑、罰金刑のいずれの刑に算入されるのかが明らかになっていない事例、②控訴審の判決書の主文において、未決勾留日数を原判決の刑に算入するに当たり、「当審における」未決勾留日数の記載がない事例、③併合罪加重の対象となる罪の摘示がないことを看過した事例があった。 適法な判決宣告の確保は、刑事訴訟手続における絶対的な要請であり、判決書には高度の正確性と完全性が要求される。判決書の事前点検は、判決宣告が適正に行われるための重要な事務である。単純なミスによって上告審で破棄されるような事態は、訴訟関係人に無用な負担をかけ、特に、被告人の身柄拘束を長期化させる可能性があることを十分に認識して事前の点検を行うべきである。 なお、点検の範囲や具体的な点検事項について裁判官と共通認識を持つことが重要であり、その点検が実質的に機能するような方策を講ずるために、改めて点検フロー（適条表や判決チェック表の内容、使用方法等を含む。）を確認されたい。	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
裁判書点検	裁判書の点検	R3	検察官関与決定のあった少年保護事件については、所定の事項を決定書に記載する必要がある。	検察官関与決定のあった少年保護事件で、決定書に検察官関与決定をした旨及びその決定に係る事件を特定する事項が記載されていない事例があった。検察官関与決定をしている事件については、抗告受理の申立て（少年法32条の4）等に影響を及ぼすため、所定の事項を決定書に記載するものとされている（少年審判規則2条4項5号）。裁判書の点検に当たっては、点検の範囲について具体的に何を確認すべきかを裁判官と共通の認識の下に行うことが重要であり、その点検が実質的に機能するような方策を講ずることが相当である。	
裁判書点検	裁判書の点検	R4	裁判の有効性に疑義が生じることがないように、裁判書に裁判をした裁判官の署名押印（又は署名押印に代わる記名押印）があることを確認する。	判決書に陪席裁判官の署名はあるものの押印がない事例、勾留期間延長決定に裁判官の記名があるものの押印がない事例があった。裁判書には、裁判をした裁判官が署名押印（又は署名押印に代わる記名押印）しなければならない（刑訴規則55条、60条の2第1項）。裁判官の押印は、一次的には裁判官が責任をもってすべきことは当然であるが、仮に押印漏れがあった場合には、当該裁判の有効性に疑義が生じるため、適式な裁判書が作成されるために必要な点検を行わなくてはならない。裁判官と認識を共有し、点検フローを定め、それを忠実に実行すれば防げたと思われるので、改めて点検フローを確認されたい。	
裁判書点検	裁判書の点検	R6	裁判所名義の書面を起草する場合には、作成名義が「裁判所」なのか、「裁判長」なのか、「裁判官」なのかを確認する。	入院継続確認に関する再抗告事件記録において、裁判官のみの抗告審究で意見書が添付されていた事例があった。意見書の作成は任意であるが、作成する場合には、裁判所を構成する合議体で作成する必要がある（医療観察研究398頁）ことに留意されたい。	
裁判書点検	裁判書の点検	R6	判決書に表示する住居の表示は、一件記録を精査して確認し、必要に応じて裁判官に確認する。	起訴時から別件受刑中（本件での勾留なし）の被告人が控訴審係属中に移送され召喚状も移送先に送達されているにもかかわらず、判決書記載の住居が移送前の収容場所となっていた事例があった。受刑中の被告人の収容場所は書面の送達場所となるのみならず、住居として判決の記載事項となることを改めて認識されたい。	
秘匿関係	秘匿関係	R2 R3 R6	一審・原審における秘匿情報の取扱いについては、上告審にも確実に情報が伝わるよう配慮する。	検察官による証拠開示に係る措置、記録上現れているマイナンバー、証人住所等のマスキング措置（出頭カードはマスキングされているが、証拠等関係カードではマスキングなし。）について原審から上告審へ申し送りがあった事例などがあつた。 秘匿情報に関する申し送りについては、令和6年4月22日付け最高裁松延首席書記官事務連絡「刑事上訴事件記録の送付事務について」別紙3にも明記しているとおりであり、上告審における適切な情報管理のため、第一審から控訴審、控訴審から上告審への同事務連絡に沿った正確な情報の引継ぎをお願いしたい。 特に、検察官が刑訴法299条の4により証人等の氏名及び住居の開示に係る措置をとった場合には、弁護人又は被告人による閲覧謄写（同法40条1項、49条）の機会に措置に係る情報について適切な保護がされるよう、裁判所は閲覧謄写に当たり条件を付したり閲覧謄写を禁じる措置をとることができる（同法299条の6）など、手続の進行に際し、より慎重な配慮を要することになるから、当該事件係属中の部署内はもとより、上訴等により、他の裁判所に記録を送付する際にも、確実に情報が伝わるよう配慮する必要がある（平成28年11月25日付け刑事局第二課長、総務局第三課長事務連絡「証人等の保護のための諸制度に関する参考事項について」参照）。	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
秘匿関係	秘匿関係	R1	検察官において、証人の氏名を被告人に知らせはならない旨の措置がとられている事件においては、同証人の氏名が記録上現れる箇所が必要最小限となるようにする。	秘匿情報の管理においては、当該秘匿情報が事件記録上でできるだけ表れないようにすることが重要であり、審理の早期の段階で秘匿の対象となる証人の呼称を定め、同証人の氏名ができるだけ記録上表れないようにすることで記録の閲覧謄写の際の点検、マスキング等の事務の負担やリスクを抑えることができる。 判決書の記載は裁判体の判断事項であるが、被告人その他の訴訟関係人による謄本交付請求（刑訴法46条）も考えられることから、できるだけ同証人の氏名が表れないように、判決草稿点検の際等に意見具申することも考えられる。 なお、判決書について、被告人から謄本交付請求があった場合には、裁判体の判断に基づき、同証人の氏名の記載を除いた判決抄本を交付する等の運用も考えられる。 事件記録作成に当たっては、上訴審を含めたその後の審理や事件確定後の閲覧謄写等も念頭に置いた上で、適切に秘匿情報を管理できるように意識されたい。	
秘匿関係	秘匿関係	R6	記録の閲覧謄写申請への対応に際しては、裁判長（官）や裁判体の判断を要する事案か、書記官の許可判断で足りる事案かを必ず確認する。	検察官が刑訴法299条の4による開示に係る措置を取った者の氏名又は住居が閲覧謄写の請求範囲に含まれている場合には、同法299の6による措置の可否について裁判体（裁判長ではない）の判断を要する必要があるにも関わらず、書記官が謄写を許可した事例や被害者による記録謄写請求（被害者保護法3条）につき裁判官の許可を受けず（裁判官の許可印なし）書記官が許可して謄写を行った事例があった。新設された起訴状抄本等提出事件も含め、記録の閲覧謄写請求については、条文に即した誤りのない対応ができるよう留意されたい。	
秘匿関係	秘匿関係	R6	被告人に知らせはならない情報として、弁護人の閲覧謄写に際して配慮すべきであると裁判体が判断した情報やマイナンバーに関する事項については、対象者及び対象となる情報並びにそれが表れている記録上の箇所を上訴審に引き継ぐ。	令和6年4月22日付け最高裁松廷首席書記官事務連絡「刑事上訴事件記録の送付事務について」別紙3の2項、3項において依頼しているところである。当該情報に該当するとしてマスキングされたと思われるが引継ぎがなされなかった事例、被害者等の住所等につき当該情報に該当する旨の引継ぎ（マスキング実施の引継ぎ）が行われたものの、記録上マスキング漏れがあった事例などがあつた。 なお、記録上、マイナンバーが表れている場合にもその旨及びそれが記録に表れている箇所を引継ぐよう依頼しているところであるが、マイナンバーはマイナンバーカードの二次元コードからも読み取れるほか、住民票に記載される場合もあるので、確認漏れがないように注意されたい。	
秘匿関係	秘匿関係	R6	起訴状抄本等提出事件における上告審への申し送り事務連絡作成に際しては、判決書における個人特定事項の取扱い等に関する記載内容に誤りがないようにする。	原審からの申し送り事務連絡には、公訴事実を起訴状引用した部分以外に判決書に個人特定事項の記載はない旨明記されていたが、実際には証拠の欄目に個人特定事項が記載されており、法テラスへの指名通知依頼時に別途マスキングが必要であった事例があつた。起訴状において秘匿措置がとられた被害者等の個人特定事項の取扱いについては、上告審への申し送り事務連絡作成に際しても慎重を期していただきたい。	
秘匿関係	秘匿関係	R6	被告人に対する起訴状抄本等の送達の際の措置がとられている事件や開示に関する措置等がとられている場合などは、措置等の内容及びそれが表れている記録上の箇所を確実に上訴審に引き継ぐ。	秘匿情報を適切に管理するためには、第一審で執られた措置が控訴審、上告審に確実に伝達される必要がある。控訴審においては、第一審の申し送り事項を混然と引用するのではなく、記録を点検し、令和6年4月22日付け最高裁松廷首席書記官事務連絡「刑事上訴事件記録の送付事務について」別紙3も参考に、秘匿情報に関する引継事項に誤りがないか、今一度点検を実施されたい。	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
秘匿関係	秘匿関係	R2	被害者等に対する記録上現れない形での配慮方法やその経緯などの情報は、上告審にも適切に引き継ぐ。	性犯罪の被害者参加事件において、参加許可決定には被害者参加人氏名を記載したが、参加許可通知書には氏名を記載しない取扱いをしたことが記録上明らかでなく申し送り等もなかったため上告審に伝わっていなかった事例があった。 被害者等の意向も踏まえた被害者等配慮のあり方は事件ごとに異なり、上告審では事件記録又は申し送り事務連絡を通じて把握することになるので、記録に現れない形での配慮をした場合には、その方法や経緯等について上級審に適切に引き継ぐことは、上告審が適切な被害者対応を行う上で必要不可欠であることを意識していただきたい。	
秘匿関係	秘匿関係	R2	事件記録の第5分類以外に裁判員の個人を特定するに足る情報が現れている場合には、マスキングなど適切な措置を講じるとともに上告審にもその情報を確実に引き継ぐ。	第一審の第1分類に裁判員の住所、氏名及び電話番号が記載された書面が編綴され、マスキング処理もされていなかったが、上告審への申し送りがなかった事例があった。 裁判員の氏名等、個人を特定するに足る情報は、何人も公にしてはならない情報であり（裁判員法101条1項）、記録謄写も制限される（裁判員規則66条）ため、第5分類以外にそのような情報が現れている場合には、その後の謄写申請等も念頭に取扱いに特に慎重を期す必要があり、当該部分に付箋を貼って注意喚起をする、マスキングなどの措置をとった上で、当該記録を上告審に送付する際には、令和6年4月22日付け最高裁松廷首席書記官事務連絡「刑事上訴事件記録の送付事務について」別紙1にも記載のとおり、記録送付書の備考欄や申し送り事務連絡にその旨を記載するなどして確実に引き継がれるよう配慮いただきたい。	
特別保存関係	特別保存関係	R6	医療観察事件及び少年の再抗告事件においては、特別保存の予定の有無を事件記録（少年事件においては調査記録も）の表紙に記載することを失念しない。	上級審における事件記録の特別保存の事務処理は、下級審における特別保存の有無によって変わってくるため、情報提供に漏れないよう特別保存に関する事務フローを定めるなどの工夫をする必要がある。	
その他	その他	R4	上告受理申立てがあった場合には、原裁判所は遅滞なく判決謄本を申立人に交付する。	上告受理申立て（刑事訴訟法406条、刑事訴訟規則257条）があったときは、申立人が申立て前に判決謄本の交付を受けていない限り、原裁判所に対して同法46条の規定による判決謄本の交付請求があったものとみなされ、原裁判所は、（交付手数料を納付させた上で）遅滞なく判決謄本を申立人に交付し、交付日を記録上明らかにしなければならない（同規則258条の2）。 申立人は、その判決謄本の交付を受けた日から14日以内に理由書を原裁判所に提出する必要がある（同規則258条の4）（なお、申立て前に判決謄本の交付を受けている場合には、上告受理の申立ての日から14日以内である。）。 上告受理申立ては高裁特有の手続であり、件数も多くはないが、申立てがあった際は条文の正確な理解と準備に努め、適正な事務処理を進められたい。	
その他	その他	R5	上告受理申立てがあり申立人に判決謄本を交付した場合には、判決謄本を交付した日を記録上明らかにする。	上告受理申立てがあったときは、判決の謄本の交付の請求があったものとみなされ、原裁判所は、遅滞なく判決の謄本を申立人に交付しなければならない（刑事訴訟規則258条の2第1項、2項）。その際、判決の謄本を交付した日を記録上明らかにしておくなければならない（同条3項）。この趣旨は、申立人の理由書の差出期限（判決の謄本の交付を受けてから14日以内）の起算日を記録上明らかにするためである（同規則258条の4第1項前段）。 上告受理申立ては高裁特有の手続であり、件数も多くはないが、申立てがあった際は条文の正確な理解と準備に努め、適正な事務処理を進められたい。	

大分類	小分類	年度	留意事項	解説	参考工夫例
その他	その他	R5	上告受理申立て事件について、一件記録を本案記録に先立って送付する場合や上告受理単独での申立ての場合には、第一審判決写しの添付を要する。	令和6年4月22日付け最高裁松延首席書記官事務連絡「刑事上訴事件記録の送付事務について」別紙1の第1の3項において依頼しているところである。上告受理申立て事件について、一件記録を本案記録に先立って送付する場合や上告受理単独での申立ての場合には、上告審に第一審判決が送付されずその内容を確認することができないためであり留意していただきたい。	
その他	その他	R6	特別抗告申立期間（5日間）が、固有の上訴権者（被告人又は被疑者。なお、弁護人の固有権に関する場合は弁護人。）に原決定の謄本が送達された時から起算されているか確認する。	保釈に関する特別抗告申立事件において、原決定の謄本が被告人と弁護人の双方に対して別の日に送達されたところ、特別抗告申立期間は弁護人への送達から5日間と誤った教示をした事例があった。上訴期間は裁判の告知日から進行するが（刑訴法358条）、その始期は固有の上訴権者への送達日が基準となることに留意されたい。	
その他	その他	R1 R2 R4 R5	刑事補償請求については、抗告審（異議審）においても検察官及び請求人に求意見が必要である。	刑事補償請求に関する補償又は請求棄却の決定に対しては、即時抗告（高裁が決定した場合には異議申立て）が可能であるが（刑事補償法19条1項）、同法14条が即時抗告（異議申立て）においても準用されるため（同法19条3項）、抗告審（異議審）においても検察官及び請求人に求意見をしなければならぬ。 刑事補償請求自体は多くないが、請求があった際は条文の正確な理解と準備に努め、適切な事務処理を進められたい。	